

2013年4月

発行登録追補目論見書



エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー
(HSBC Bank plc)

エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー
2016年4月26日満期
ブラジル・リアル建社債(円貨決済型)

－ 売 出 人 －

楽天証券株式会社

本社債の固定利息は、ブラジル・レアル額を為替参照レートにより換算した円貨額により支払われ、また本社債の元本は、ブラジル・レアル額を為替参照レートにより換算した円貨額により支払われる。したがって、利息支払いの日または償還期限前の各本社債の価値は、ブラジル・レアルの金利や日本円とブラジル・レアル間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

24-外18-47

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成25年3月29日

【会社名】

エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー
(HSBC Bank plc)

【代表者の役職氏名】

副秘書役 ロバート・ヒュー・マスグローヴ
(Robert Hugh Musgrove, Deputy Secretary)

秘書補佐役 ケイト・エリザベス・ハドソン
(Kate Elizabeth Hudson, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】

連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】

東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-5561-6600

【事務連絡者氏名】

弁護士 渡 部 峻 輔
弁護士 久米川 陽 子

【連絡場所】

東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-5561-6600

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】

社債

【今回の売出金額】

15,300,000 ブラジル・リアル
(円貨相当額 736,695,000 円)

(平成25年3月15日現在のPTAXレートとしてブラジル中央銀行により発表された円/ブラジル・リアルの換算レートの仲値の逆数である1ブラジル・リアル=48.15円(小数点以下第三位を切捨て)の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年 6 月 29 日
効力発生日	平成24年 7 月 7 日
有効期限	平成26年 7 月 6 日
発行登録番号	24-外18
発行予定額又は発行残高の上限	5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
24-外 18- 1	平成 24 年 7 月 6 日	1,467,414,000 円		該当なし
24-外 18- 2	平成 24 年 7 月 6 日	465,795,000 円		該当なし
24-外 18- 3	平成 24 年 7 月 6 日	481,558,498 円		該当なし
24-外 18- 4	平成 24 年 7 月 6 日	506,973,600 円		該当なし
24-外 18- 5	平成 24 年 7 月 9 日	127,500,000 円		該当なし
24-外 18- 6	平成 24 年 7 月 19 日	283,416,000 円		該当なし
24-外 18- 7	平成 24 年 8 月 31 日	664,613,748 円		該当なし
24-外 18- 8	平成 24 年 8 月 31 日	310,153,082 円		該当なし
24-外 18- 9	平成 24 年 8 月 31 日	259,663,262 円		該当なし
24-外 18-10	平成 24 年 8 月 31 日	297,600,000 円		該当なし
24-外 18-11	平成 24 年 8 月 31 日	992,000,000 円		該当なし
24-外 18-12	平成 24 年 8 月 31 日	685,587,722 円		該当なし
24-外 18-13	平成 24 年 9 月 4 日	203,011,200 円		該当なし
24-外 18-14	平成 24 年 9 月 6 日	675,171,256 円		該当なし
24-外 18-15	平成 24 年 9 月 28 日	576,300,000 円		該当なし
24-外 18-16	平成 24 年 9 月 28 日	302,189,272 円		該当なし
24-外 18-17	平成 24 年 10 月 1 日	196,560,000 円		該当なし

24-外 18-18	平成 24 年 10 月 5 日	190,477,800 円	該当なし
24-外 18-19	平成 24 年 10 月 5 日	164,000,000 円	該当なし
24-外 18-20	平成 24 年 10 月 29 日	159,468,291 円	該当なし
24-外 18-21	平成 24 年 10 月 31 日	603,950,000 円	該当なし
24-外 18-22	平成 24 年 10 月 31 日	477,854,962 円	該当なし
24-外 18-23	平成 24 年 11 月 5 日	200,235,833 円	該当なし
24-外 18-24	平成 24 年 11 月 7 日	252,000,000 円	該当なし
24-外 18-25	平成 24 年 11 月 19 日	305,356,260 円	該当なし
24-外 18-26	平成 24 年 11 月 26 日	195,501,600 円	該当なし
24-外 18-27	平成 24 年 11 月 26 日	200,336,640 円	該当なし
24-外 18-28	平成 24 年 11 月 28 日	363,000,000 円	該当なし
24-外 18-29	平成 24 年 11 月 30 日	696,204,000 円	該当なし
24-外 18-30	平成 24 年 11 月 30 日	501,150,000 円	該当なし
24-外 18-31	平成 24 年 12 月 3 日	210,700,000 円	該当なし
24-外 18-32	平成 24 年 12 月 28 日	920,010,000 円	該当なし
24-外 18-33	平成 25 年 1 月 8 日	650,400,000 円	該当なし
24-外 18-34	平成 25 年 1 月 16 日	411,303,450 円	該当なし
24-外 18-35	平成 25 年 1 月 21 日	208,800,000 円	該当なし
24-外 18-36	平成 25 年 1 月 21 日	314,265,000 円	該当なし
24-外 18-37	平成 25 年 1 月 28 日	200,000,000 円	該当なし
24-外 18-38	平成 25 年 1 月 29 日	264,000,000 円	該当なし
24-外 18-39	平成 25 年 1 月 31 日	523,250,000 円	該当なし
24-外 18-40	平成 25 年 1 月 31 日	163,513,350 円	該当なし
24-外 18-41	平成 25 年 2 月 4 日	906,000,000 円	該当なし
24-外 18-42	平成 25 年 2 月 6 日	302,000,000 円	該当なし
24-外 18-43	平成 25 年 2 月 6 日	654,435,648 円	該当なし
24-外 18-44	平成 25 年 2 月 7 日	292,030,000 円	該当なし

24-外 18-45	平成 25 年 2 月 8 日	348,874,048 円	該当なし	
24-外 18-46	平成 25 年 2 月 19 日	378,320,000 円	該当なし	
実績合計額		19,552,943,522 円	減額総額	0 円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 480,447,056,478 円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実績合計額		該当なし	償還金額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 当行は、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（売出短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	25
第二部 公開買付けに関する情報	26
第三部 参照情報	27
第1 参照書類	27
1 有価証券報告書及びその添付書類	27
2 四半期報告書又は半期報告書	27
3 臨時報告書	27
4 外国会社報告書及びその補足書類	27
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	27
6 外国会社臨時報告書	27
7 訂正報告書	27
第2 参照書類の補完情報	27
第3 参照書類を縦覧に供している場所	28
第四部 保証会社等の情報	29
「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	30
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	32
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	44

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（売出短期社債を除く。）】

銘 柄	エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー 2016年4月26日満期ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）（注1）
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	15,300,000ブラジル・リアル（注2）
売出価額の総額	15,300,000ブラジル・リアル
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	丸福証券株式会社 新潟県長岡市東坂之上町二丁目1番地1 三井生命長岡ビル 楽天証券株式会社 東京都品川区東品川4丁目12番3号 品川シーサイド楽天タワー 阿波証券株式会社 徳島県徳島市寺島本町西一丁目5番地 （以上3社を総称して、以下「売出人」という。）
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	5,000ブラジル・リアル（以下「額面金額」という。）
利 率	年5.55%（注3）
償還期限	2016年4月26日（注4）
摘 要	(1) 本社債につき、個別の格付は取得していない。 (2) 本社債のその他の主要な事項については、下記「売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注1) 本社債は、発行会社の社債及びワラント発行プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2013年4月25日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、2011年7月27日付約束証書（以下「約束証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2012年6月19日付基本目論見書（その後に発行された補足目論見書を含み、以下「基本目論見書」という。）及び2013年4月下旬頃までに署名予定の本社債に係る最終条件書（以下「最終条件書」という。）に記載されている。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。

(注2) 本社債は、ユーロ市場で発行され、日本で売り出される。本社債のユーロ市場における発行券面総額は15,300,000ブラジル・リアルの予定である。本社債の満期償還は、額面金額である5,000ブラジル・リアルにつき、同額を該当する為替参照レート（「1. 利息支払いの方法」に定義される。）で換算して計算される円貨額で円貨によりなされる。詳細については、「2. 償還及び買入れ（1）満期における償還」を参照のこと。本書において、「ブラジル・リアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・リアルをいう。

(注3) 本社債の付利は2013年4月26日より開始する。利息額は、該当するブラジル・リアル額を該当する為替参照レートで換算して計算される円貨額で、円貨により支払われる。詳細については「1. 利息支払いの方法」を参照のこと。

- (注4) 本社債は、下記「売出社債のその他の主要な事項 2.償還及び買入れ、(2) 税制上の理由による期限前償還」、「(5) 違法」及び「11.その他、(6) 為替障害事由」に記載するとおり、期限前償還される可能性がある。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%
申込期間	2013年4月1日から2013年4月24日まで(注1)
申込単位	5,000ブラジル・レアル
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、各支店及び各営業所(注2)(注3)
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
摘 要	受渡しは2013年4月26日に行う。(注1)

- (注1) 本社債の申込み、購入及び払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人から直接又は登録金融機関を通じてあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を売出人に提出しなければならない。同約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- (注2) 本社債は、1933年米国証券法(その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。)、米国のいずれかの州の証券法又はその他の法域の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。また、そのように登録される場合を除き、米国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の勧誘又は売り付けを行ってはならない。ただし、ルール144Aに従う場合、レギュレーションSに依拠する国外取引で非米国人に対する場合、又は米国証券法の登録義務の免除若しくは当該登録義務に服さない取引に従う場合で、かつ、その他の適用ある証券法を遵守する場合はこの限りではない。本項において使用される用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (注3) 本社債は、米国税法のTEFRA Dに従う。米国の税務規則により認められた場合を除き、米国若しくはその属領内において、又は、米国人(United States Person)に対して、本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。本項において使用される用語は、米国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

売出社債のその他の主要な事項

1. 利息支払いの方法

- (1) 各本社債の利息は、ブラジル・レアルによる額面金額に対して年5.55%の利率で、利息起算日である2013年4月26日(同日を含む。)からこれを付し2013年10月26日を初回とし、及びそれ以降2016年4月26日(以下「満期償還日」という。)又は期限前償還日まで、毎年4月26日及び10月26日(以下、それぞれ「利払日」という。)に、下記「3. 支払い」の規定に従って支払われる。利息起算日又は前利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を除く。)までの利息期間の利息として額面金額5,000ブラジル・レアルの各本社債につき支払われる利息の金額は、各利息期間について138.75ブラジル・レアルであり、各利払日に支払われる。ただし、利息額の支払いは、該当する為替参照レート決定日(下記に定義される。)に計算代理人(下記に定義される。)により以下の算式に従って換算される円貨額(ただし、1円未満は四捨五入されるものとする。)で、円貨によってなされる。

$$\text{各利払日の利払円貨額} = 138.75 \text{ ブラジル・レアル} \times \text{為替参照レート}$$

利払日が営業日（下記に定義される。）に当たらない場合には、翌営業日を利払日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該利払日は直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

「営業日」とは、東京、ニューヨーク及びロンドンにおいて商業銀行及び外国為替市場が一般に支払決済を行っている日（土曜日及び日曜日を除く。）であり、かつブラジル営業日（下記に定義される。）に該当する日をいう。

「ブラジル営業日」とは、サンパウロ、リオデジャネイロ、又はブラジリアのいずれかにおいて商業銀行及び外国為替市場が一般に支払決済を行っている日をいう。

「為替参照レート」とは、各為替参照レート決定日又は他の為替レート決定日に関し、当該為替参照レート決定日の円/ブラジル・リアル PTAX レート（下記に定義される。）のアスクサイドの逆数（ただし、小数点以下第三位を四捨五入する。）を意味し、1ブラジル・リアル当たりの円の数値で表される。ただし、いずれかの為替参照レート決定日において、(a)円/ブラジル・リアル PTAX レートが取得できない場合、又は(b)BRL12（下記に定義される。）が米ドル/ブラジル・リアル PTAX レート（下記に定義される。）から3%以上乖離した場合には、米ドル/円参照レート（下記に定義される。）を BRL12 で除して得られる値をかかると決定日の為替参照レートの代替として使用するものとする（ただし、小数点以下第三位を四捨五入する）。また、円/ブラジル・リアル PTAX レート及び BRL12、及び/又は米ドル/円参照レートが利用できない場合には、計算代理人はその単独のかつ完全な裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により、当該為替参照レート決定日又は他の為替レート決定日の為替参照レートを決定する。

「為替参照レート決定日」とは、該当する利払日又は償還期限の5営業日前をいう。

「円/ブラジル・リアル PTAX レート」とは、当該為替参照レート決定日又は他の為替レート決定日の午後6時（サンパウロ時間）頃に、取引コード PTAX 800（“Consultas de Cambio” 又は Exchange Rate Enquiry）の Option 5（“Cotacões para Contabilidade” 又は Rates for Accounting Purposes）として SISBACEN データ・システム上にブラジル中央銀行が記録し、また、ブルームバーグページ<BZFXJPY Index>（又はかかるレートを表示する目的のその承継ページ）に表示されるブラジル・リアル/円の外国為替レートを意味し、1円当たりのブラジル・リアルの数値で表される。ただし、ブルームバーグページにおけるレートと SISBACEN データ・システムにおけるレートが一致しない場合には、SISBACEN データ・システムにおけるレートをすべての計算に使用するものとする。

「BRL 12」とは、当該為替参照レート決定日又は他の為替レート決定日の午後3時45分頃（サンパウロ時間）に EMTA のウェブサイト（www.emta.org）において公表される、米ドル/ブラジル・リアルの外国為替レートである EMTA ブラジル・リアル産業調査レートをいい、1米ドル当たりのブラジル・リアルの数値として表示される。

「米ドル/円参照レート」とは、当該為替参照レート決定日又は他の為替レート決定日の午後4時頃（グリニッジ標準時）に WM カンパニーにより決定され、ブルームバーグスクリーン「WMC01」ページのスクリーン7（又はかかるレートを表示する目的のその代替若しくは承継ペ

ージ)において公表される米ドル/円為替レートのビッドサイドを意味し、1米ドル当たりの円の数値として表示される。

「米ドル/ブラジル・リアル PTAX レート」とは、当該為替参照レート決定日又は他の為替レート決定日の午後6時(サンパウロ時間)頃に、取引コード PTAX 800 (“Consultas de Cambio”又は Exchange Rate Enquiry)の Option 5 (“Cotacões para Contabilidade”又は Rates for Accounting Purposes)として SISBACEN データ・システム上でブラジル中央銀行によって記録され、また、ブルームバーグページ<BZFXPTAX Index>(又はかかるレートを表示する目的のその承継ページ)に表示される、2営業日(サンパウロ及びニューヨークにおける営業日)後の決済のためのブラジル・リアル/米ドル為替レートのアスクサイドを意味し、1米ドル当たりのブラジル・リアルの数値として表示される。ただし、ブルームバーグページにおけるレートと SISBACEN データ・システムにおけるレートが一致しない場合には、SISBACEN データ・システムにおける数値をすべての計算に使用するものとする。また、当該為替参照レート決定日又は他の為替レート決定日に何らかの理由で米ドル/ブラジル・リアル PTAX レートが取得できない場合には、米ドル/ブラジル・リアル PTAX レートは、当該為替参照レート決定日における BRL 12 と等しいとみなされる。

- (2) 本社債は、その最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、適法な呈示がなされたにもかかわらず、満期償還額(下記「2. 償還及び買入れ、(1) 満期における償還」に定義される。)、又は期限前償還金額(下記「2. 償還及び買入れ、(2) 税制上の理由による期限前償還」に定義される。)の支払いが不当に留保又は拒絶された場合は、各本社債に対し、(i) 当該本社債に関してその日までに支払期日が到来している全額が当該本社債の所持人(以下「本社債権者」という。)により若しくは本社債権者のために受領された日、又は(ii) 計算代理人(下記に定義される。)が本社債権者に対して、計算代理人が本社債に関して通知した日から7日目の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から7日後の日(ただし、その後の支払いに不履行があった場合を除く。不履行があった場合には、本社債に対し継続して利息が付される。)のいずれか早い方の日まで(判断の前だけでなくその後も含めて)、本「1. 利息支払いの方法」に従って、継続して利息が付される。

「計算代理人」とは、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーをいう。

各本社債につき支払われる利息の金額は、各本社債の額面金額に、該当する期間に応じて上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間(以下「計算期間」という。)の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される。ただし、かかる計算に使用される、及びかかる計算によって算出されるすべての円貨額は、1円未満を四捨五入して計算する。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期における償還

各本社債は、償還期限前に償還又は買入消却されない限り、満期償還日に、額面金額 5,000 ブラジル・レアルの各本社債につき、額面金額の 100%にて償還される。かかるブラジル・レアル額は、償還期限直前の為替参照レート決定日に計算代理人により決定される為替参照レートにより、下記の算式に従い円貨に換算された円貨額により支払われる（ただし、1円未満を四捨五入するものとする。）（以下「満期償還額」という。）。

$$\text{満期償還額の円貨額} = 5,000 \text{ ブラジル・レアル} \times \text{為替参照レート}$$

満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期償還日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、当該満期償還日は直前の営業日とする。）。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

(2) 税制上の理由による期限前償還

発行会社が、本社債について、以下の通知を行う直前に主支払代理人（下記「4. 支払代理人(1)」に定義される。）に対して、

(i) 本社債の利息支払いの翌日に、発行会社が下記「8. 課税上の取扱い」の規定に従って追加額の支払いを要求されること、又は

(ii) 発行会社が当該本社債の償還を要求しようとする場合に（かかる目的において、発行会社がその他の方法で当該本社債を償還する権利を有するか否かについて考慮する必要はない。）、（主支払代理人がその単独かつ絶対的裁量により合理的であると判断する努力を発行会社が行ったか否かに関係なく）発行会社が下記「8. 課税上の取扱い」の規定に従って追加額の支払いを要求されること、

を了解させた場合、発行会社は、本社債につき、30日以上45日以下の事前の通知を本社債権者に行った後、当該本社債のすべて（一部は不可。）を、期限前償還金額（下記に定義される。）で償還するものとする。ただし、かかる償還の通知は、本社債に関する支払期限が到来している場合に発行会社が追加額の支払いを義務付けられた最も早い日より90日以上前にはなされないものとする。

「期限前償還金額」とは、期限前償還される各本社債について、発行会社が、誠実かつ商業的に合理的な方法で、かつ発行会社及び/又は発行会社の関連会社の関連するヘッジ取引及び/又は資金協定の解消のための合理的な経費及び費用を除いて、期限前償還日の直前の日の各本社債の公正な市場価値から決定した円貨額をいう。

上記努力を行う発行会社の義務のみを条件として、主支払代理人が満足する独立した法律顧問又は会計士による証明書で、(i) 当該状況が現在において存在する旨、又は(ii) 当該証明書の日付現在において提案され、かつ、当該法律顧問又は会計士の意見によれば、本社債に関する元利金の関連ある支払いがその他の方法でなされる日以前に有効となると合理的に予想される連合王国の法律（当該法律に従う規則を含む。）の変更若しくは改正又はその解釈若しくは適用の変更が、その通りに有効となった場合に、それらの状況が存在するであろう旨を記載した証明書を、発行会社が主支払代理人に対して交付することにより、本「(2) 税制上の理由による期限前償還」に従って証明を要求される状況が十分に証明されるものとする。

(3) 買入れ

発行会社及び発行会社と直接的又は間接的に関係を有するすべての者の各々は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買入れることができる。かかる本社債は、保有、再発行、再販売、又は発行会社の選択により消却されうる。

(4) 消却

確定社債券（下記「11. その他、(1) 本社債の様式、額面額及び権利」に定義される。）の場合には、当該確定社債券に添付された期限未到来のすべての利札が付されているか、又は共に提出されたことを条件として、本「2. 償還及び買入れ」の「(1) 満期における償還」又は「(2) 税制上の理由による期限前償還」に従って償還された本社債はすべて直ちに消却されるものとし、本「2. 償還及び買入れ」の「(3) 買入れ」に従って買入れられた本社債はすべて、発行会社の選択により直ちに消却されうる。上記の通り償還又は買入消却された本社債はすべて再発行又は再販売することはできない。

(5) 違法

(i) 計算代理人が、特に適用ある現在若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令、又は政府、行政、立法若しくは司法の当局若しくは権限の要件若しくは要求の遵守を理由として、本社債に基づく義務の履行がその一部又はすべてにおいて不法又は実行不可能となったと、その絶対的裁量により決定した場合、発行会社は、当該義務を終了する権利を有する。かかる状況において、本社債は下記(ii)の規定に従って発行会社の選択により償還される。

(ii) 発行会社は、下記「10. 通知」に従って本社債権者に対して5日以上30日以内の事前の通知を送付することにより（かかる通知は取消不能とする。）、その日に未償還の本社債のすべて又は一部のみを期限前償還金額にて、いつでも償還することができる。

本(ii)に従って本社債（仮大券（以下「仮大券」という。）又は恒久大券（以下「恒久大券」という。）である本社債を除く。）がいずれかの日にその一部のみが償還される場合、償還される本社債は、主支払代理人が指定するヨーロッパの都市において抽選により決定されるか、又は主支払代理人が承認し、かつ、適切及び公正とみなすその他の方法若しくは場所において確認されるものとする。ただし、ユーロクリア・システム（以下「ユーロクリア」という。）及び/又はクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）（併せて、以下「振替機関」という。）の規程及び手続きに服し（かかる償還は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、その裁

量により、プール・ファクター又は額面金額の減少のいずれかとして記載される。)、かつ、常に適用ある法律を遵守することを条件とする。

3. 支払い

- (1) 本社債に関する元金及び利息は、(以下の規定に服することを条件として) 関連ある本社債の呈示及び引渡により支払われ、また、利息の支払いについては、(次段落を条件として) 米国外に所在する支払代理人の指定事務所において関連ある利札の引渡により支払われる。本社債の支払いは、米国内の住所への郵送又は米国内で所持人が維持する口座への振り込みによりなされるものではない。

本社債の利息について支払われるべき金額の支払いは、米国又はその属領(米国歳入法及びそれに基づく規則に定義される。)内に所在する支払代理人の指定事務所ではなされることはない。ただし、(a) 米国外に所在する支払代理人のすべての指定事務所における、支払期限の到来した当該本社債の利息につき支払われるべき金額の全額の支払いが違法であるか、又は為替管理若しくはその他同様の制限により妨げられる場合、及び (b) 当該支払いが、適用ある米国法により許可される場合を除く。かかる場合には、発行会社は、ニューヨーク市に指定事務所を有する追加の支払代理人を直ちに任命するものとする。

確定社債券の償還日後は、当該確定社債券にかかる期限未到来の利札(添付されているか否かを問わず)は無効となり、当該確定社債券に関する支払いは一切なされない。

上記にかかわらず、満期日及び利率が設定された確定社債券が発行され、当該確定社債券に付された又は当該確定社債券と共に引き渡された期限未到来の利札を伴わずに当該確定社債券が支払いのために呈示された際に差し引かれるべき金額が、支払われるべき金額を上回る場合、償還日に当該期限未到来の利札(添付されているか否かを問わない。)は要求に応じて無効となり(かつ、それに関する支払いはなされない。)、差し引かれるべき金額は支払われるべき金額を上回らないものとする。前文の適用により、確定社債券に関する期限未到来の利札の一部(全部ではない。)が無効となる場合、関連ある支払代理人は、その単独かつ絶対的裁量により、いずれの期限未到来の利札が無効となるかを決定し、また、かかる目的上、その単独かつ絶対的裁量により、期限到来までの期間が短い利札よりも期間が長い利札を選択するものとする。

(上記の適用以外の理由により)本社債のいずれかの償還日が、当該本社債に付された利札の支払期日に当たらない場合、利札の直前の支払期日(又は場合により発行日)(当日を含む。)から当該本社債につき発生した利息は、当該本社債及び当該本社債に付された期限未到来のすべての利札の提出と引換えによってのみ支払いがなされる。

大券の様式による本社債(以下「大券」という。)の場合、その元利金の支払いは、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクの勘定で保有される当該大券の関連ある部分についてユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクに対してなされる(仮大券の場合には、それに規定された証明を条件とする。)。かかる状況において、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクは、当該大券に関する元金又は(場合により)利息を、当該大券の持分がその帳簿の貸方に記入されている者の貸方に記入する。

- (2) 以下の規定が本社債に適用される。本社債に関して支払われるべき金額（元金、利息又はその他）の支払いは、小切手により、又は受取人の選択により、（本社債に関する支払いについて）受取人が指定した米国外に所在する円貨建ての口座への送金により、円貨でなされる。

支払いは、いかなる場合においても、下記「8. 課税上の取扱い」の規定を侵害することなく、支払場所において適用ある財務その他の法令に従う。

上記の一般性を害することなく、発行会社は、発行会社、発行会社の親会社若しくは持株会社又は当該親会社若しくは持株会社の子会社が、米国連邦所得税法又は発行会社、かかるその親会社、その持株会社若しくはその子会社が遵守すべきその他の法律の要件を遵守するために必要な証明又は情報を支払代理人に提供するように、本社債又は利札に関する元金又は（場合により）利息の支払いを受ける者に対して要求する権利を留保する。

本社債に関して支払うべき金額は、1円未満を四捨五入するものとする。

4. 支払代理人

- (1) 当初の主支払代理人の名称及び指定事務所は、以下のとおりである。

主支払代理人兼発行代理人

名 称： エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー（HSBC Bank plc）
住 所： 連合王国 E14 5HQ ロンドン市カナダ・スクエア 8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

発行会社は、いずれかの支払代理人又は計算代理人の任命を変更又は終了し、及び/又はいずれかの支払代理人又は計算代理人が行為する指定事務所の変更を承認する権利を有する。ただし、

- (i) 本社債が未償還である限り、2000年11月26日から同年11月27日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC その他の指令を実施する法律に従って、税金を源泉徴収又は控除する義務を負わない欧州連合加盟国内に支払代理人を常に維持する。
- (ii) 本社債が未償還である限り、主支払代理人を常に維持するものとする。

- (2) さらに、発行会社は、上記「3. 支払い (1)」の第2段落に記載された状況においては、ニューヨーク市に指定事務所を有する支払代理人を直ちに任命するものとする。変更、終了又は任命は、下記「10. 通知」に従って、本社債権者に通知がなされた後にのみ（ただし、支払不能の場合を除く。かかる場合には即時に）効力を生じるものとする。

5. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、非劣後かつ無担保債務であり、その間に優先関係はなく、その発行日において、（法律により優先されるべき一定の債務を除き）発行会社のその他のすべての未履行の無担保かつ非劣後の債務と同順位である。

6. 債務不履行事由

本社債に関して、以下の事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれか1つ以上が発生し、継続した場合、本社債権者は、発行会社が受領した日に発効する発行会社への書面による通知により、所持人が保有する本社債の期限の利益が喪失した旨を宣言することができ、これによって当該本社債は、呈示、請求、異議申し立て又はその他いかなる種類の通知もなく、期限前償還金額、及び期限前償還金額に対して発生しかつ未払いの利息について、直ちに支払期限が到来するものとする。なお、支払いは、支払期限の5営業日前における為替参照レートによって、支払われるべきブラジル・レアル額を計算代理人により換算された円貨額によってなされる（ただし、1円未満は四捨五入されるものとする。）。

- (a) 本社債若しくはそのいずれかにつき支払期限の到来した元金、又は本社債若しくはそのいずれかにつき支払期限の到来した利息に関する支払いが14日以上懈怠した場合。ただし、(1)かかる支払いに適用ある財務又はその他の法令を遵守するため、又はかかる支払いに適用ある管轄権を有する法域の裁判所命令に従うため、又は(2)かかる法令又は命令の有効性又は適用可能性に疑義が存在する場合において、主支払代理人が満足できる独立した法律顧問により、かかる有効性又は適用可能性について上記14日間になされた助言に従って、かかる支払いを差し控えるか又は拒絶する場合には、かかる債務不履行を構成しない。
- (b) 英国における発行会社の清算について命令がなされ、有効な決議が可決した場合（関連ある本社債権者の特別決議（下記「7. 社債権者集会、修正及び債務引受け」に定義される。）により、組織再編又は合併の仕組みに関する条件が事前に書面により承認されている場合を除く。）。

7. 社債権者集会、修正及び債務引受け

社債権者集会

プログラムに関連する1999年2月24日付社債発行基本契約（2012年6月19日に直近の修正及び再述がなされている。）（以下「社債発行基本契約」という。）には、本社債又は社債発行基本契約のいずれかの規定の修正に関する特別決議（発行及び支払代理契約に定義されている。）による承認を含む、当該本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を検討するために本社債の社債権者集会を招集することに関する規定が含まれている。かかる集会は、発行会社又はその時点で未償還の本社債の額面金額の5%以上を保有する本社債権者により招集されうる。当該集会において特別決議を可決する定足数は、その時点で未償還の本社債の額面金額の50%以上を保有又は代理する1名以上の者とし、延会においては、保有又は代理する本社債の額面金額にかかわらず、1名以上の本社債権者本人又は代理人とする。ただし、当該集会の議事に本社債の一定の規定（本社債の満期償還日の変更、本社債に関して支払われるべき金額の減額若しくは消却、又は本社債の支払通貨の変更を含む。）の修正が含まれる集会においては、定足数は、その時点で未償還の本社債の額面金額の75%以上を保有又は代理する1名以上の者とし、その延会においては、その時点で未償還の本社債の額面金額の絶対過半数を保有又は代理する1名以上の者とする。本社債の社債権者集会で可決した特別決議は、当該本社債権者が集会に参加したか否かを問わず、本社債権者のすべてを拘束するものとする。

修正

発行代理人及び発行会社は、本社債権者の同意なく、以下に同意することができる。

- (a) 本社債権者全体の利益に重大な損害を及ぼさない社債発行基本契約又は本社債の要項（以下「本社債の要項」という。）の修正、
- (b) 本社債又は社債発行基本契約の形式的、微細又は技術的な修正、又は明白な誤りを修正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的法律の規定を遵守するためになされる修正、
- (c) 本社債の最終の発行要項（関連ある最終条件書によって修正又は補足される本社債の要項を構成する。）と本社債の関連あるタームシートとの間の矛盾を修正するためになされる本社債の修正。

かかる修正は、本社債権者を拘束するものとし、当該修正後、下記「10. 通知」に従って実行可能な限り速やかに本社債権者に通知するものとする。

債務引受け

また、発行代理人及び発行会社は、本社債権者の同意なく、本社債及びそれに付された利札に基づく主債務者としての発行会社に代わり、発行会社の子会社若しくは持株会社又は当該持株会社の子会社（以下「新発行会社」という。）による債務引受けに同意することができる。ただし、当該本社債及びそれに付された利札は、発行会社により取消不能の形で保証される。かかる債務引受けがなされる場合、本書における発行会社は、新発行会社と解釈される。かかる債務引受けは、下記「10. 通知」に従って、関連ある本社債権者に速やかに通知される。債務引受けに係る権利について、発行会社は、何らかの目的で特定の領域に居所を有するか若しくは特定の領域の居住者であるか、又はその他特定の領域と関係を持っているか若しくは特定の領域の管轄に服していることに起因する本社債権者個人の当該権利の行使による結果を考慮する義務はないものとし、本社債権者は、当該本社債権者に対するかかる債務引受けの租税上の公課について、補償又は支払いを発行会社に請求する権利を有さない。

以下は、社債発行基本契約別紙2の社債権者集会に関する規定である。

- 1) 以下の用語は、文脈上その他の解釈を要する場合を除き、以下の意味を有する。
 - (i) 「議決権証書」とは、発行会社が発行する英文による証書で、日付が付され、以下の事項が記載されているものを意味する。
 - (a) 当該日現在、一定の券面番号を有する本社債（当該議決権証書で指定された集会及びその延会に関して議決権一括行使指図書が発行されており、また、これが撤回されていない本社債を除く。）が発行会社に預託されており、又は（発行会社の満足するように）発行会社の指図に従って若しくは発行会社の管理下で保有されており、次のいずれかの事由が生じるときまで、当該本社債のかかる預託又は保有が停止されないこと。
 - (1) 当該証書で指定された集会又は（適用ある場合には）その延会の終了、及び
 - (2) 当該証書を発行した発行会社に対する当該証書の引渡し。
 - (b) 当該証書の持参人が、当該証書により表章される本社債に関する集会及びその延会に出席し、議決権を行使することができること。

(ii) 「議決権一括行使指図書」とは、発行会社が発行する英文による文書で、日付が付され、以下の要件を満たしているものを意味する。

(a) 本社債（当該議決権一括行使指図書で指定された集会及びその延会に関して議決権証書が発行されており、また、これが撤回されていない本社債を除く。）が発行会社に預託されており、又は（発行会社の満足するように）発行会社の指図に従って若しくは発行会社の管理下で保有されており、次のいずれかの事由が生じるときまで、当該本社債のかかる預託又は保有が停止されないことが証明されていること。

(1) 当該文書で指定された集会又は（適用ある場合には）その延会の終了、及び

(2) 返還される予定のかかる預託された各本社債につき発行会社から発行される受領書、又は（必要な場合には）発行会社の指図に従った若しくは発行会社の管理下での保有を発行会社の同意を得て停止される一又は複数の本社債が、当該集会又はその延会の招集時刻の 48 時間前までに発行会社に対して引渡されること。

(b) 当該本社債の各所持人が、発行会社に対して、当該集会又はその延会上に上程される決議に関し、上記の通り預託又は保有された一又は複数の本社債に帰属する議決権を特定の方法により行使すべき旨を指図していること、及びすべての当該指図が当該集会又はその延会の招集時間の 48 時間前からその終了又はその延期までの間、取消も変更もできないことが証明されていること。

(c) 上記の通り預託又は保有された本社債の総数及び券面番号が、当該本社債に帰属する議決権につき、上記に従って賛成投票の指図がなされた決議事項と反対投票の指図がなされた決議事項とに明確に区分して列記されていること。

(d) かかる文書に記名された 1 名以上の者（各々を以下「議決権行使代理人」という。）が、当該文書に記載されたとおり上記(c)に定める指図に従い列記された本社債に帰属する議決権を行使することを、発行会社により授権かつ指図されていること。

議決権証書の所持人又は議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人は、本社債の関連ある社債権者集会又はその延会に関連する一切の目的において、当該議決権証書又は議決権一括行使指図書に関連する本社債権者とみなされるものとし、また、当該本社債が預託されている発行会社又は発行会社の指図に従い若しくは発行会社の管理下で当該本社債を保有している者は、上記の目的において当該本社債権者とはみなされないものとする。

(iii) 本項において「本社債」とは、関連ある集会が招集される本社債を意味するものとする。

2) 発行会社は、本社債の社債権者集会を随時招集することができ、また、その時点で未償還の本社債の額面金額の 5%以上を有する本社債権者の書面による要求があった場合には、本社債の社債権者集会を招集しなければならない。なお、発行会社が当該集会の招集を 7 日間怠った場合には、本社債の社債権者集会はその請求者により招集されうる。発行会社が当該集会を招集しようとする場合、その日時、場所及び処理すべき議事の内容を書面に

より直ちに発行代理人に通知しなければならない。各当該集会は発行代理人が承認する時刻及び場所にて開催されるものとする。

- 3) 集会の場所及び日時を記載した少なくとも 21 日（通知のなされた日及び集会開催日を含まない。）前の通知が、本社債権者に対して下記「10. 通知」に規定された方法により、本社債の社債権者集会に先立ってなされなければならない。当該通知には、通常、招集される集会で処理すべき議事の内容が記載されるが、（特別決議を除き）提案された決議について当該通知に明記する必要はない。当該通知には、集会の所定開始時刻の 24 時間前までに、議決権証書の取得又は議決権行使代理人の任命を目的として、本社債を発行会社に預託することができる旨、又は法人の場合には、取締役又は他の運営組織の決議により、代表者を任命することができる旨が記載される。発行会社が集会を招集する場合を除き、招集通知の写しが、発行会社に郵送されるものとする。
- 4) 発行会社が書面により指名した者（本社債権者であってもよいが、必ずしもその必要はない。）は、各当該集会において議長に就任する権限を有する。ただし、かかる指名が行われない場合、又は指名された者が集会の開催指定時刻から 15 分以内に当該集会に出席しない場合、出席している本社債権者は、その中から 1 名を議長に選出するものとする。
- 5) かかる集会において、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の 20%以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって、議事の処理のため（特別決議の可決を目的とする場合を除く。）の定足数を構成するものとし、議事の開始時において必要な定足数が出席していない限り、いかなる議事（議長の選出を除く。）も処理されないものとする。特別決議を可決するための当該集会の定足数は、（以下の規定に従うことを条件として）本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の 50%以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって構成されるものとする。

ただし、以下の事項のいずれかを含む議事の定足数は、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の 75%以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって構成されるものとする。（各事項とも、特別決議の承認後にのみ実行することができる。）すなわち、

- (i) 本社債の満期償還日の変更、又は満期に支払われる額面金額の減額若しくは消却、
- (ii) 本社債において支払いがなされる通貨の変更、
- (iii) 特別決議を可決するために必要な多数の変更、
- (iv) 下記 18) (F)に記載されているスキーム又は提案の承認、又は
- (v) 本但書き又は下記 6)の但書きの修正

なお、本社債の社債権者集会において可決した特別決議は、本社債権者本人による集会への出席・欠席を問わず、すべての本社債権者を拘束する。

- 6) 集会の指定時刻から 15 分以内に定足数が出席していない場合、当該集会は、本社債権者の要求により招集された場合には、散会となる。その他の場合には、翌週の同曜日（又は該当日が祝日の場合は翌営業日）に延期され、同時刻に同じ場所で開催されるものとする（ただし、特別決議が提案される集会の場合を除く。特別決議が提案される集会の場合

は、議長が指定し、発行代理人が承認する場所において、また、議長が指定し、発行代理人が承認する 14 日以上 42 日以内の期間につき延期される。)。かかる延会では、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人（保有又は代表する本社債の元金額を問わない。）である 1 名以上の者の出席をもって（以下の規定に従うことを条件として）定足数を構成するものとし、当該出席者は、（以下の規定に従うことを条件として）特別決議又はその他の決議を可決し、また、当初の集会において必要な定足数の出席があれば適切に処理することが可能であった一切の事項を決定する権限を有する。ただし、延会の議事が上記 5)但書きに定める事項のいずれかを含む場合には、その定足数は、本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は議決権行使代理人であり、かつ、その時点で未償還の本社債の額面金額の過半数以上を保有又は代表する 1 名以上の者の出席をもって構成されるものとする。

- 7) 特別決議が提出される延会に関する招集通知は、当初の集会と同一の方法でなされるものとし（ただし、上記 3)に記載の「21 日」を「10 日」と読み替えることとする。）、かかる通知には、（関連ある定足数を当該通知に記載している場合に上記 6)の但書きが適用される場合を除き）本社債若しくは議決権証書を保有しているか、又は延会における議決権行使代理人（保有又は代表する本社債の元金額を問わない。）である 1 名以上の者の出席をもって定足数を構成する旨が記載される。上記に従うことを条件として、延会の通知を行う必要がないものとする。
- 8) 集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手及び投票の双方において、本社債権者、議決権証書の所持人又は議決権行使代理人として有する議決権（もしあれば）に加えて、決定票を有する。
- 9) 集会において、（挙手の結果を宣言する以前に）議長、発行会社、又は本社債若しくは議決権証書を保有しているか、若しくは議決権行使代理人である 1 名以上の出席者（保有する本社債の元金額を問わない。）により投票の要求がない限り、ある決議が可決され若しくは一定の多数により可決され、又は否決され若しくは一定の多数により可決されなかったとの議長による宣言は、当該決議の賛成票又は反対票の数又は比率を記録した証拠を要することなく、当該事実の確定的な証拠となるものとする。
- 10) 下記 12)を条件として、当該集会において投票が上記のとおり要求された場合、当該投票は、議長が指示する方法により以下の規定に従って直ちに又は延期後に行われるものとし、かかる投票の結果は、投票が要求された集会における、投票がなされた日付の決議とみなされるものとする。投票の要求は、当該集会において、投票が要求された議案以外の議事の処理の続行を妨げるものではない。
- 11) 議長は、集会の同意があれば、随時いかなる場所でも当該集会を延期することができる（また、当該集会により指示された場合には、随時いかなる場所でも当該集会を延期するものとする）。ただし、延会においては、当初の集会で（必要定足数の不足がなければ）適法に処理されたであろう議事を除き、いかなる議事も処理されないものとする。
- 12) 議長の選任又は延期に係る議案に関して当該集会で要求された投票は、延期されることなく、当該集会で行われるものとする。
- 13) 発行会社の取締役又は役員及びその弁護士は、社債権者集会に出席して発言することができる。上記を除き（ただし、プログラムに関連する発行及び支払代理契約の第 1.2 条に

記載されている「残存」の定義の条件を侵害することなく)、保有している本社債若しくは議決権証書を呈示するか又は議決権行使代理人でない限り、いずれの者も本社債の社債権者集會に出席し発言することはできず、またいずれの者も当該集會で議決権を行使すること又は当該集會の招集を要求するに当たり第三者と共同することができない。発行会社又はその各子会社のいずれも当該会社の利益のために保有している本社債に関するいかなる集會においても議決権を有さず、その他いかなる者も当該会社の利益のために保有している本社債に関する集會において議決権を有さない。本別紙に含まれるいかなる規定も、議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人が、発行会社の取締役、役員若しくは代表者又は発行会社と関係有するその他であることを妨げない。

- 14) 上記 13) の規定に従うことを条件として、いかなる集會にも以下の規定が適用される。
- (A) 挙手に際しては、本人であり、かつ、本社債若しくは議決権証書を呈示した者、又は議決権行使代理人である者は、各々 1 個の議決権を有するものとする。
- (B) 投票に際しては、各出席者が以下の場合において 1 個の議決権を有するものとする。
- (i) 本社債のすべてが単一通貨建ての本社債の社債権者集會の場合は、当該通貨の最小単位毎、及び
- (ii) 複数通貨建ての本社債の社債権者集會の場合は、1.00 米ドル毎、又は米ドル以外の通貨建ての本社債の場合は、当該集會（若しくは延期された当該集會の当初の集會）の通知の公布日の午前 11 時頃（ロンドン時間）における発行代理人の当該通貨の対米ドル直物買相場による 1.00 米ドル相当額毎、
- 又は上記の通り呈示された本社債の額面金額、上記の通り呈示された議決権証書により表章された本社債の額面金額、又は各出席者が議決権行使代理人である本社債の額面金額において発行会社とその絶対的裁量により取り決めるその他の金額。
- 議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人の義務を害することなく、2 個以上の議決権を有する者はすべての議決権を行使することを要せず、また、すべての議決権を同一の方法で投票することも要しない。
- 15) 議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人は、本社債権者であることを要しない。
- 16) 各議決権一括行使指図書は、議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人が議決権の行使を予定している集會又は延會の開催指定時刻の 24 時間前までに、発行会社が承認する場所に預託されるものとし、かかる預託がなされない場合、当該集會又は延會の議事が行われる前に集會の議長が別段の決定を行わない限り、議決権一括行使指図書は有効なものとして扱われないものとする。各議決権一括行使指図書の認証された写しは、集會又は延會が開始される前に発行代理人に預託されなければならない。ただし、発行代理人はこれにより、議決権一括行使指図書に記名された議決権行使代理人の効力又は権限に関して、調査又は配慮する義務を負うものではない。
- 17) 議決権一括行使指図書の条件に従い行使された議決権は、議決権一括行使指図書又はそのもととなった本社債権者の指図に係る事前の取消又は変更にかかわらず、効力を有する。ただし、かかる取消又は変更に係る書面の通知が、登録事務所（又はかかる目的上発行会社により承認されたその他の場所）において議決権一括行使指図書が使用される集會又は

延会の開催指定時刻の 24 時間前までに発行会社により受領されていないことを条件とする。

- 18) 本社債の社債権者集会は、以上の規定により付与される権限に加えて、特別決議（上記 5)及び 6)に記載されている定足数に関連する規定に従う。）により行使可能な以下の権限のみを有する。
- (A) 発行会社及び本社債権者又は本社債権者のいずれかとの間で提案される和解又は調整を承認する権限。
 - (B) 発行会社又は発行会社の財産のいずれかに対する本社債権者の権利に関して、かかる権利が本社債発行基本契約、本社債又はその他に基づき生じるかを問わず、廃止、変更、和解又は調整を承認する権限。
 - (C) 本社債発行基本契約、本社債の要項又は本社債に記載されている規定に関して、発行会社が提案する変更に同意する権限。
 - (D) 本社債発行基本契約又は本社債の規定に基づき特別決議により付与されることが要求される権能又は承認を付与する権限。
 - (E) 本社債権者の利益を代表する義務遂行受任者として、いずれかの者（本社債権者か否かを問わない。）を任命し、本社債権者が特別決議により自ら行使することができる権限又は裁量権を当該義務遂行受任者に付与する権限。
 - (F) 発行会社又は設立済若しくは設立予定のその他の会社の株式、ノート、 bond、デイベンチャー、デイベンチャー・ストック及び/若しくはその他の債務及び/若しくは有価証券（以下「有価証券等」と総称する。）と本社債との交換、有価証券等を対価とした本社債の売却、本社債の有価証券等への転換、若しくは有価証券等を対価とした本社債の消却、又は現金と本社債との交換、現金を対価とした本社債の売却、本社債の現金への転換、若しくは現金を対価とした本社債の消却、又は有価証券等の一部及び現金の一部と本社債との交換、有価証券等の一部及び現金の一部を対価とした本社債の売却、本社債の有価証券等の一部及び現金の一部への転換、若しくは有価証券等の一部及び現金の一部を対価とした本社債の消却に関するスキーム又は提案を承認する権限。
 - (G) 本社債の主たる債務者である発行会社（又は前代替者）を代替する法人を承認する権限。
- 19) 本項の規定に従い適法に招集及び開催された本社債の社債権者集会で可決されたあらゆる決議は、当該集会への出席の有無を問わず、また議決権行使の有無を問わず、すべての本社債権者を拘束し、各本社債権者は、これに従って当該決議を発効させる義務を負い、また、当該決議の可決は、当該決議がなされた状況がその可決の正当性を根拠付ける確定的な証拠となるものとする。本社債権者が適法に検討した決議に対する投票の結果の通知は、当該結果が明らかとなった日から 14 日以内に発行会社によって下記「10. 通知」に従い公表される。ただし、当該通知の非公表は当該決議を無効にするものではない。
- 20) 本社債発行基本契約又は本社債の要項で使用されている「特別決議」という用語は、本項の規定に従い適法に招集及び開催された本社債の社債権者集会において、挙手により議決権を行使した者の 75%以上の多数により可決された決議を、又は投票が適法に要求された

場合は、当該投票により行使された議決権の 75%以上の多数により可決された決議を意味する。

- 21) 上記の各集会におけるすべての決議及び議事手続に関して議事録が作成されるものとし、発行会社が当該目的のために随時提供する記録簿に適法に記入される。かかる議事録は、当該決議が可決され、又は議事手続が実施された集会の議長が署名することにより、それに記入された事項に関する確定的な証拠となるものとし、反対の事実が証明されない限り、議事手続に関して議事録が作成された各集会は、適法に招集及び開催されたものとみなされ、可決された一切の決議又は実施された議事手続は適法に可決又は実施されたものとみなされる。
- 22) 発行会社は、本項に記載されたその他すべての規定に従い、本社債権者の同意なしに、本社債の社債権者集会の要求及び/又は開催、並びに本社債の社債権者集会への出席及び議決権行使に関する追加規則について、発行会社がその単独の裁量により適当であると考えるとおり規定することができる。

8. 課税上の取扱い

連合王国の租税

本書に別途記載される場合を除き、本社債に関する元利金の発行会社による支払いはすべて、連合王国により又はそのために賦課される現在又は将来の一切の種類の税金、賦課金その他の公租公課を源泉徴収又は控除することなく行われる。ただし、法律により、かかる税金、賦課金その他の公租公課の源泉徴収又は控除が要求される場合はこの限りではない。

発行会社が法律により上記の源泉徴収又は控除を要求される場合、かかる源泉徴収又は控除の後に本社債権者又は（場合により）利札の所持人が受領する純額が、かかる源泉徴収又は控除がなければ本社債及び/又は（場合により）利札に関して受領するはずであった元金及び利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、本社債又は利札に関してかかる追加額は支払われない。

- (a) 本社債又は利札の所持以外に連合王国又はその他の関連法域と関係を有することを理由として、本社債又は利札に関する税金、賦課金その他の公租公課が課される本社債又は利札の所持人又は当該所持人に代わる第三者に対する場合。
- (b) 本社債又は利札を呈示する主支払代理人が満足する程度に、所持人が制定法上の要件を満たすことにより、非居住者である旨の宣言若しくはその他類似の免除請求を関連課税当局に行うことにより、元金若しくは利息の当該支払いを課税当局に通知（及び/若しくは当該課税当局に当該通知の証拠を提示）することにより、又はその他の支払代理人の指定事務所において関連ある本社債若しくは利札を呈示することにより、かかる源泉徴収又は控除を回避することが不可能であることが証明されない場合。
- (c) 関連日（下記に定義される。）後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、その所持人がかかる 30 日間の最終日に支払いのために呈示していたならば受領する権利を有していた追加額を除く。
- (d) かかる源泉徴収又は控除が個人への支払いに対して課されたものであり、また貯蓄収入に関する 2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC 若しくはいず

れかの指令、かかる指令を実施若しくは遵守する法律、又はかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、かかる源泉徴収又は控除がなされるよう要求される場合。

- (e) 本社債若しくは利札又はいずれかの一部の唯一の実質所有者でない又は受託者若しくはパートナーシップ（ただし、受託者に関する受益者若しくは設定者、実質所有者又はパートナーシップの一員が、享受可能な又は分配される支払いを直接受ける場合には、当該受益者、設定者、実質所有者又は一員が追加額の支払いを受ける権利を有していない範囲を限度とする。）である所持人又は当該所持人に代わる第三者に対する場合。

本書における「関連日」とは、かかる支払いに関して支払期日が最初に到来する日、ただし主支払代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、下記「10. 通知」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が関連ある所持人に対してなされた日、をいう。

発行会社が、税務上連合王国以外の居住者となった場合においては、本項における連合王国への言及は連合王国及び/又はかかる税管轄地への言及であると解釈される。

本書において、関連ある本社債の元金、利息又は元利金とは、適宜以下を含むものとみなされる。

- (i) 本「8. 課税上の取扱い」に基づいて支払われるべき追加額、
- (ii) 関連ある本社債について満期償還日に支払われるべき額面金額、
- (iii) 関連ある本社債について満期償還日より前に償還により支払われるべき額面金額、及び
- (iv) 関連ある本社債に基づいて又はそれに関連して支払われ得る額面超過金又はその他の金額。

本社債の要項中の他の規定にかかわらず、発行会社は、政府間契約に従い又は以下に記載する規則に関して他の法域が導入した法律の実施に伴い又は米国内国歳入庁との契約に従い、米国内国歳入法第 1471 条から第 1474 条（又はその修正若しくは承継法）の規則により求められる金額の源泉徴収又は控除（以下「FATCA 源泉徴収」という。）を行うことが認められる。いずれかの者（発行会社の代理人を除く。）が支払いの受領にあたり FATCA 源泉徴収のない支払いを受領できなかったとしても、発行会社は、発行会社、支払代理人その他の当事者が行った FATCA 源泉徴収に関する控除又は源泉徴収について、所持人に対する追加額の支払いその他の補償を行う義務はない。

日本国の租税

以下は主に本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは現在以下のとおりである。

将来、日本の税務当局が支払いが不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をしたりした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20%（国税と地方税の合計）の源泉税を課される（なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は復興特別所得税（所得税額の2.1%）も併せて源泉徴収される。）。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われると考えられる。かつ、所得が日本国の居住者たる個人に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、原則として、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

日本国の居住者である個人投資家が本社債を譲渡することにより生じた譲渡益の取扱いについては明確ではないが、課税の対象とはならないと考えられる。内国法人が本社債を譲渡することにより生じた所得は、課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。従って、本社債に係る利息及び償還差益で、日本の非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9. 準拠法

(a) 準拠法

本社債及び本社債から生じる又は本社債に関連するすべての契約に定めのない義務は、英国法に準拠する。

(b) 英国の裁判所

英国の裁判所が本社債から生じる又は本社債に関連する紛争を解決するための専属的管轄権を有する。

10. 通知

(1) 本社債権者に対する通知

本社債又は本社債に付された利札の所持人に対する通知はすべて、ロンドンで頒布されている主要日刊新聞1紙（フィナンシャル・タイムズを予定）、又はかかる公告が実行不可能な場合にはヨーロッパで一般に頒布されている英文の主要日刊新聞に公告された場合、有効となる。かかる通知は、当該公告の日、又は2紙以上で公告された場合には最初の公告の日（2紙以上での公告が要求される場合には、要求されたすべての紙上において公告がなされた最初の日）になされたものとみなされる。

大券の様式による本社債の場合、本社債又は本社債に付された利札の所持人に対する通知はすべて、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクに対して、その各々の帳簿に持分を有していると記されている者に通信を行うために交付された場合に有効となる。

(2) 本社債権者からの通知

本社債権者からの通知は書面によるものとし、当該通知は、主支払代理人の指定事務所に関連ある本社債と共に提出されることにより行われるものとする。

11. その他

(1) 本社債の様式、額面額及び権利

(a) 様式及び額面

本社債は無記名式で発行される（以下「無記名式社債」という。）。本社債は、恒久大券に交換される仮大券により表章され、恒久大券は、恒久大券に規定された限られた状況下でのみ確定社債券（以下「確定社債券」という。）に交換される。確定社債券には連続番号が付される。

本社債は、上記に示された額面金額で発行され、本社債の当初受渡し後は額面金額は変更されない。

確定社債券は、当初の交付時において利札が付され、一定の状況下における利払いにおいて、その呈示が前提要件となる。

(b) 権利

本社債又は利札の「所持人」という記載には、当該本社債又は利札の持参人を含む。

以下を条件として、本社債の権利は交付により移転する。法律により許可される範囲に限り、発行会社及び主支払代理人は、いずれかの本社債又は利札の所持人を、そのために支払いを受ける目的その他あらゆる目的のために、（支払期限が経過したか否かを問わず、また、所有に関する通知若しくは所有に係る書面による通知、又はその過去の紛失若しくは盗失の通知に関係なく）その完全な所有者とみなし、そのように取り扱うことができる。

本社債（又はその一部）が大券により表章されている限り、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において自身の証券口座の貸方に記入された本社債の特定の元金額をその時点で有する者は、発行及び支払代理契約の条項（「本社債権者」及び本社債の「所持人」という表現並びに関連表現はこれに従って解釈される。）に従い、かつ、これに服して、関連ある大券の持参人にのみ（発行会社に対する）その権利が付与される当該本社債の元利金の支払い以外のすべての目的において、本社債の当該元金額に関して本社債権者として取り扱われるものとする。大券により表章された本社債は、ユーロクリア及び/又はクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）のその時点における規程及び手続きにのみ従って譲渡可能となる。本社債における本社債権者の持分を反映した関連ある振替機関の帳簿は、大券により表章された本社債の額面金額の確定証拠となる。

(c) TEFRA Dに従って発行される無記名式社債

TEFRA Dに従って発行される無記名式社債及びその利札には、以下が記載される。

「本社債を保有する米国人は、米国所得税法に基づく制限（内国歳入法第 165 条(j)及び第 1287 条(a)に規定された制限を含む。）に服する。

(2) 時効

本社債及び利札は、本社債についてはその関連日から 10 年以内、利札についてはその関連日から 5 年以内に支払いのために呈示されない場合には、無効となる。本社債又は利札に関して元金又は利息の支払いのために発行会社から主支払代理人に対して支払われ、かつ、当該本社債又は利札が無効となった時点で未請求の金員は、発行会社に返還され、それに関する主支払代理人の債務はそれにより終了する。

(3) 本社債の代替社債券

本社債又は利札を紛失、盗失、汚損、毀損又は滅失した場合、請求者が再発行に関して発生する費用を支払い、かつ、発行会社が要求する証拠及び補償を満たした場合に、発行代理人の指定事務所において、かかる本社債又は利札は再発行されうる。汚損又は毀損した本社債又は利札は、再発行される前に提出されなければならない。

(4) 追加発行

発行会社は、随時その自由裁量で、本社債権者又は当該本社債に付される利札所持人の同意なく、本社債とすべての点において（又は関連ある最終条件書に記載された事項を除くすべての点において）同順位の社債を追加で起債・発行し、かかる社債はその時点で未償還の本社債と併せて単一のシリーズを構成する。

(5) 第三者の権利

いかなる者も、1999 年（第三者の権利に関する）契約法に基づき本社債の条項を強制する権利を有さない。

(6) 為替障害事由

上記「2. 償還及び買入れ、(1) 満期における償還」の規定にかかわらず、基準通貨に関して満期償還日又はそれ以前に為替障害事由（以下に定義される。）が生じた場合には、以下のとおり取り扱うこととする。

- (i) 下記「10. 通知」の規定に基づき、計算代理人は本社債の発行会社に通知を行い、発行会社は、実務上可能な限り速やかに本社債権者に通知を行うこととする。
- (ii) 発行会社は、期限前償還金額（上記「2. 償還及び買入れ、(2) 税制上の理由による期限前償還」に定義される。）によって各本社債の償還を行うこととする。
- (iii) かかる償還は、計算代理人が、期限前償還金額を計算し、その支払いを行うことが現実的であると誠実かつ商業的に合理的に判断し決定を行い次第行われる（かかる支払いが実行される日を「最終償還日」という。）。

(iv) 満期償還日以降に支払いが行われる限りにおいて、期限前償還金額には、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法で決定するところにより、かかる基準通貨管轄区域の非居住者が、期限前償還金額について、満期償還日から最終償還日の2営業日前までに、その時点現在の市場為替レートから合理的かつ実際に得られたであろうと計算代理人が判断する利息金額に相当する金額が上乘せされることとする。

「為替障害事由」とは、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法で判断するところにより、(i) 慣例的な法的手段を通じて基準通貨を指定通貨に交換すること、(ii) 基準通貨管轄区域の非居住者が、通常当該基準通貨管轄区域の居住者が利用可能な条件と同等の条件で当該基準通貨を指定通貨に交換すること、又は、(iii) かかる基準通貨管轄区域の居住者又は非居住者が、資金（非基準通貨資金を含む。）を、当該基準通貨管轄区域内の口座から基準通貨管轄区域外の口座へ、又は基準通貨管轄区域内の口座間で、又は基準通貨管轄区域の非居住者から若しくは非居住者へ送金することが不可能、違法又は実行不可能となるような事象又は事情の発生（法律又は政府活動における変更を含む）をいう。

「基準通貨」とは、ブラジル・レアルをいう。

「基準通貨管轄区域」とは、ブラジル連邦共和国をいう。

「指定通貨」とは、日本円をいう。

(7) 売出有価証券に関するリスク要因及びその他の留意点

投資家は、とりわけ、以下を参照されたい。

一般

本社債への投資は、一定のリスクを伴う行為である。本社債の価値は、実勢金利、類似証券の市場、一般的な経済状況及び発行会社の財政状態により左右され、上下動する。本社債は、それに含まれるリスクを理解するために必要な経験と知識を有する投資家のみ投資されることを意図している。本社債を取得しようとして検討している投資家は、本社債にかかる取引に関するリスクを理解し、かつ、各自個別の状況（自身の財政状態と投資目的を含むがこれらに限らない。）並びに本書に記載された情報を鑑みて本社債が適切であるかを自身の財務、法律、規制、税務、会計その他の顧問と十分検討した上で投資判断を下すべきである。

本社債の購入者が本社債を理解し、かつ、本社債の投資に関して独自の決断を下すことができるか否かに関係なく、本社債を購入することにより、当該購入者は、発行会社及びディーラーとしてのエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー（以下「ディーラー」という。）に対して、本社債固有の複雑性及びリスクが購入者の目的及び財政状態並びに（適用ある場合には）その事業の規模、性質及び状況（かかる情報が発行会社又はディーラーに開示されているかを問わない。）に適したものである旨を黙示的に表明及び保証するものとし、また、発行会社及びディーラーはその旨を当然として前提とすることができる。

本社債について支払われる金額

本社債の元本及び利息は円貨で支払われるが、当該円貨額は為替参照レートによってブラジル・リアル額を換算したものであり、元本と支払利息額はブラジル・リアルに基づいている。かかる元本の支払額の円貨相当額は、償還時に有効な日本円とブラジル・リアル間の為替レートにより異なる。そのため、円貨により投資を行った者は、本社債に対する円貨による投資額を全額回収することができない場合がある。

為替変動リスク

本社債の円貨建ての価値は、為替相場（円貨とブラジル・リアルの交換比率）の変化の影響を受ける。すなわち、為替相場が円高の状況では本社債を円貨換算した価値は下落し、逆に円安の状況では本社債を円貨換算した価値は上昇する。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては、円貨ベースで投資元本を下回るおそれがある。

新興市場リスク

新興市場への投資に伴う特有のリスクのため、新興市場の通貨に連動する本社債は、投機的とみなすべきである。新興市場の経済は、一般的に国際貿易への依存度が高く、従って、貿易障壁、外国為替管理（租税を含む）、関連通貨の価値の管理された調整、その他貿易相手国により課される又はそれらの国との間で話し合われる保護貿易主義的措置により、悪影響を受けるおそれがある。また、新興市場の経済は、その経済的、財政的、軍事的及び政治的情勢並びに世界市場におけるその通貨の需給によって、悪影響を受けるおそれがある。

為替障害事由による償還

為替障害事由が生じた後、本社債は、計算代理人が期限前償還金額の計算で支払う方が実用的であると判断した場合、直ちに、期限前償還金額で償還されるが、これは、遅延や投資家の損失を招くおそれがある。

税制上の理由による償還

発行会社は、本社債につき一定の税額相当分の加算額の支払いを要求される場合には、本社債をすべて償還することができる。かかる償還において発行会社が支払う金額は、発行会社がその単独かつ絶対的裁量により決定する金額とし、本社債の投資金額を下回る可能性がある。

本社債に関し活発な取引市場や流通市場による流動性が存しない可能性がある

本社債は新しく発行されており、広く分売されない可能性があるため、活発な取引市場がない。本社債が当初の発行後に売却される場合、特に実勢金利、類似証券の市場、一般的な経済状況、発行会社が支払った手数料及び発行会社の財政状態によっては、当初の募集価格よりも低い価格で取引される可能性がある。

本社債の取引市場が発達するか、発達した場合の流通市場における本社債の価格、かかる市場が流動性を有するか否かについては、予測することができない。本社債は上場されていないため、本社債の価格に関する情報を取得するのは困難であり、本社債の流動性は悪影響を受ける。さらに、本社債が償還、買入れ又は消却された場合、未償還の本社債の数は減少し、本社債の流動性の減少の原因となる。本社債の流動性の減少は、本社債の価格の変動率の上昇を生じさせる可能性がある。本社債の流動的な流通市場がない場合、投資家は、その投資価値を現実化するためには、本社債の償還時まで待たなければならない可能性がある。

発行会社及び発行会社と直接的又は間接的に関係を有するいずれかの者の各々は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買入れることができる。かかる本社債は、保有、再発行、再販売、又は発行会社の選択により消却される。

市場リスク

政治及び経済環境、業務状況、投資家の心理及び確信等を含む複数の要因が本社債の価格に影響をあたえる。

インフレ・リスク

インフレの影響により、本社債の実際の収益が減少する可能性がある。本社債の利率は固定されている。市場における利率が上がった場合にも、本社債の利率に影響はない。

信用リスク

本社債の購入を予定している者又は本社債に投資を予定している者は、発行会社のかかるリスクを引き受ける。発行会社の格付けは、関連ある格付機関の独立した意見を反映しているが、発行会社の信用度を保証するものではない。

税務上の取扱い

本社債にかかる取引には、本社債の購入を予定する者において、当該購入予定者の状況と譲渡税や登録税に関する法律から特に影響を受ける租税効果が生じる可能性がある。発行会社及びディーラーは、本社債の取得、保有若しくは処分又は本社債にかかるその他の取引による、いずれかの者の租税効果について、なんら表明を行うものではない。かかる事項又は本社債にかかるその他の租税問題について確信を持ってない購入予定者は、各自の税務顧問に相談し、依拠すべきである。日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記「8. 課税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。なお、将来、日本の税務当局が現状の取扱いとは異なる新たな取扱いを決めたり、異なる解釈を行う可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債についての支払いは、米国の FATCA 源泉徴収の対象となる可能性がある

発行会社並びに本社債の支払いを仲介するその他の金融機関は、2014年1月1日以降に発行される（若しくは重大な修正が行われる）社債、又は発行時期を問わず、米国内国歳入法（一般に「FATCA」と称される。）第1471条から第1474条に従い、発行時に米国連邦税務上エクイティとして取り扱われる社債に関し、2016年12月31日後に行われる支払いの全額又は一部について30%を上限とする源泉徴収を行うよう求められる可能性がある。

発行会社は FATCA 上の外国金融機関（以下「FFI」という。）である。米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間の FATCA 契約に従い、発行会社に発行会社の口座保有者に関する一定の情報の提供義務が生じた場合（すなわち、発行会社は「参加 FFI」である。）には、(i) 発行会社がプラスの「パススルー支払い割合」（FATCA の定義に従う。）を有しており、かつ (ii) (a) 投資家が米国国民であるか否か又はその他発行会社の「米国口座」を保有している者とみなされるべきか否かを、関連する参加 FFI が判断できるような十分な情報を投資家が提供しない場合、(b) 必要であるのに投資家が IRS への情報開示に同意しない場合、又は (c) 投資家である FFI 若しくは社債の支払いを仲介する FFI が参加 FFI ではない場合には、源泉徴収が行われる可能性がある。一般に源泉徴収された投資家は、米国との間で適用される所得税条約によって、FATCA

上の源泉徴収対象である支払いから軽減税率を受けることができる範囲に限って還付を受けることができる。ただし、そのためには、投資家は求められる情報を適時に IRS に提出しなければならない。英国は、IRS との間で相互に情報収集及び情報共有を行う政府間協定を締結する意思を発表した。場合によっては、FATCA へのかかる政府間アプローチを実施する法律制定により、源泉徴収が求められる可能性がある。

本社債に関して支払われる利息、元本その他の支払いに FATCA が適用されるかは不明である。FATCA が定める又は FATCA への政府間アプローチに基づき求められる金額が、本社債に関して支払われる利息、元本その他の支払いから控除又は源泉徴収される場合で、いずれかの者（発行会社の代理人を務めている者は除く。）が支払いを受けるにあたり源泉徴収のない金額での支払いを受領できなかったとしても、発行会社は、発行会社、支払代理人その他の当事者が行ったかかる源泉徴収又は控除について、所持人に対する追加額の支払いその他の補償を行う義務はない。これにより、FATCA が現在の IRS の提案どおりに実施されるか又は政府間アプローチが実施された場合には、投資家が受領する利息又は元本は想定よりも減額される可能性がある。発行会社が参加 FFI になった場合に FATCA 源泉徴収が行われるか否かは、発行会社及び投資家間における支払いの受領者の立場によって決定される。実際には、発行会社は、決済システムで保有されている本社債に関しては、発行会社又は支払代理人が行う支払いが FATCA 源泉徴収の対象となるとは考えていない。支払代理人及び関連する決済システムは、FATCA 源泉徴収を回避できるという限度で参加 FFI になると予想されるからである。とはいえ、他の当事者が行う支払いについては、上記に記載するような FATCA 源泉徴収を求められる可能性がある。

FATCA 規則に関する上記の議論は、規則案及び予備的指針に基づくものである。

振替システム

仮大券又は恒久大券が、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグによって又はそれに代理して保有されるため、投資家は譲渡、支払い及び本社債における支払いを受けるための発行会社との情報のやりとりに関し、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの手続きに依拠しなければならない。

本プログラムによって発行された無記名式社債は、仮大券又は恒久大券によって表章され得る。かかる大券は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグを代理して共通預託銀行に預託される。大券に記載された状況を除き、投資家は確定社債券を保有することができない。ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグは、大券の持ち分についての記録を行う。本社債が大券によって表章されている間は、投資家は、その大券に対する持ち分をユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグを通してのみ取引することができる。

大券の持ち分の所持人は、関連する本社債に従って支払いを受けるためには、場合によってユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの手続きに則らなければならない。発行会社は、大券の持ち分に関する記録やそれに対する支払いの記録を行う責任や義務を負わない。本社債権者は、本社債に関し直接の議決権を有せず、代わりに、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグによって許される範囲で適切な代理人を任命することができる。

修正、権利放棄及び債務引受け

本社債は、社債権者の利益全般に影響を与える項目について検討するために社債権者集会を招集するための要項を含む。かかる要項は、多数決によりすべての社債権者を、その者が社債権者集会に欠席した場合又は多数票とは逆の投票をした場合であっても、拘束することを認めている。

さらに、本社債の要項の修正は、発行会社が本社債権者の利益の重要な毀損とはならないと判断する場合及び要項が関連するタームシートと整合しない場合には、本社債権者の同意なく行われ得る。

本社債は、発行会社の保証を条件として、発行会社の関連会社に発行会社とその主債務者としての地位を承継させること（債務引受け）を認めている。

法の変更

本社債の要項は、基本目論見書の作成日における英国法に基づいている。基本目論見書の作成日以後の司法判断又は英国法若しくは行政手続きの変更については何らの保証もない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

平成24年4月27日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年6月30日）

平成24年8月22日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年3月29日）までに、臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同第2項第3号、9号、12号、19号に基づくもの）を平成24年8月22日及び同年12月21日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、発行会社が2012年11月27日に公表した補足目論見書（以下「2012年11月補足目論見書」という。）及び2012年12月20日に公表した補足目論見書（以下「2012年12月補足目論見書」という。）（本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に、2012年11月

補足目論見書及び2012年12月補足目論見書の要旨の訳文が記載されている。)の記載を除き、当該半期報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書及び当該半期報告書には将来に関する事項が記載されているが、2012年11月補足目論見書及び2012年12月補足目論見書(本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に、2012年11月補足目論見書及び2012年12月補足目論見書の要旨の訳文が記載されている。)の記載を除き、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重要な変更はない。

発行会社は、英国において、2013年3月4日に、2012年12月31日に終了した年度に関する2012年度年次決算(以下「2012年度年次決算」という。)を公表した。2012年度年次決算における情報は、上記に掲げた参照書類には含まれていない。2012年度年次決算の重要部分の訳文は、本発行登録追補書類に添付されている「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書類にて開示されている。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。


Certificate of Eligibility for Shelf Registration


27 June 2012

To: Director-General of Kanto Local Financial Bureau

Issuer: HSBC Bank plc

Representatives of the Issuer:


Robert Hugh Musgrove, Deputy Secretary


Kate Elizabeth Hudson, Assistant Secretary

1. The Issuer has filed the Annual Securities Report, which will be publicly available for one year; and
2. The aggregate principal amount of the Issuer's bonds that have been issued or distributed in Japan through the filing of a Securities Registration Statement or a Shelf Registration Statement within five years before the filing date of this Shelf Registration Statement (29 June 2012) is JPY 10 billion or more.

HSBC BANK PLC JAPANESE YEN BONDS - FIRST SERIES (2009)

Issue Date: 29 September 2009

Aggregate Principal Amount: JPY 89.8 billion

「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

2012年6月27日

関東財務局長 殿

会社名 エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 副秘書役 ロバート・ヒュー・マスグローヴ

秘書補佐役 ケイト・エリザベス・ハドソン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成 24 年6月 29 日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー第1回円貨社債（2009）

（平成 21 年9月 29 日発行）

券面総額又は振替社債の総額 898 億円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2012年11月5日、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー（以下、「当行」という。）の親会社であるエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー（以下、「HSBC ホールディングス」という。）は、取引状況を更新し、2012年第三四半期の業績に関するインタリム・マネジメント・ステートメント（以下、「IMS」という。）を発表した。そのため、当行は、下記1の情報が開示されている2012年11月27日付補足目論見書（以下、「2012年11月補足目論見書」という。）を公表した。

また、フィッチ・レーティングス・リミテッドが当行の長期信用格付けを修正したと発表したこと等に従い、当行は、下記2記載の情報が開示されている2012年12月20日付補足目論見書（以下、「2012年12月補足目論見書」という。）を公表した。

上記に加え、当行は、英国において、2013年3月4日に、2012年度年次決算（以下、「2012年度年次決算書」という。）を公表している。下記3記載の事項は、2012年度年次決算の重要部分の日本語訳である。

1 2012年11月補足目論見書記載事項

- (a) 「今回の業績には、米国のマネーロンダリング防止及び銀行秘密法、米国財務省外国資産管理局の捜査、財務諸表の注25及び2012年中間報告書の104頁「最大かつ明らかになりつつあるリスク (*Top and emerging risks*) 」という表題で始まる項目に関する背景事情及びリスク要因に関し、8億米ドルの追加引当を行ったことも含まれている。当行は、罰金、処罰及び没収の可能性を含め、関係当局と解決するための方法について積極的に議論を行っているが、まだ合意には至っていない。本件の少なくとも数件を解決するにあたっては、企業に対する刑事訴訟及び民事訴訟の提起、高額な罰金、処罰及び／又は金銭的な没収が行われる可能性が高い。このような種類の案件における企業の刑事責任の訴追は、関係当局との合意により猶予されることがしばしばあるものの、米国当局に実質的な権限があるため、事前に和解をしていたとしても、本件について米国当局がどのように進めていくかについては全く保証することができない。支払うべきとされる金銭は、本件捜査を行っている各当局がそれぞれ別途査定するものであり、一つの機関に対して支払われた金銭は、別の機関に対する支払うべきとされる金銭との関係で、相殺又は考慮される場合及びそうでない場合があることに留意すべきである。最終的な支払金額を予測することは非常に困難である。すなわち、最終的に決定された金額が、発生した費用よりも高額又は非常に高額となる可能性があるということである。」

HSBCホールディングス又はその関連会社のいずれかに対して刑事訴訟が提起された場合、この訴追は保留されることはなく、事業の喪失、資金供給の取下げ及びHSBCの評判の毀損を含め、HSBCホールディングス及びその関係会社に重大な結果をもたらす可能性があり、これらすべては、当行の事業、流動性、財務状態、経営成績及び見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性が高い。

- (b) 同書に記載されている3億5300万米ドルの引当ての大部分は当行に関係するものであり、それは、英国の顧客に対する救済策、主に支払補償保険に関するものである。

予測される法的責任に影響する要因は多く存在し、本件に関する救済にかかる最終的な費用は極めて不確かである。

2 2012年12月補足目論見書記載事項

2012年12月補足基本目論見書の目的は、以下の事項の開示である。

- (i) 2012年12月7日、フィッチ・レーティングス・リミテッドは、当行の長期信用格付けを以下のとおり修正したと発表した。

修正前の当行の長期信用格付け	修正後の2012年12月7日付当行の長期信用格付け
AA	AA-

- (ii) 2012年12月11日、当行の親会社であるHSBCホールディングスは、以下の発表を行った。

「HSBCは、マネーロンダリング防止及び制裁法の不十分な遵守に関する調査について、米国当局と合意に達した。これには、米国司法省との間の訴追延期合意も含まれている。さらにHSBCは、これらの問題に関するHSBCの過去の行為を調査してきたその他すべての米国政府機関との間で、包括的解決を図る旨の合意に達した。また、HSBCは、英国金融サービス機構に対する誓約も近いうちにまとまるものとみている。

これらの合意に基づき、HSBCは、総額1.921十億米ドルの支払いを行い、規制当局及び捜査当局には継続して全面的に協力し、かつコンプライアンスに関する方針や手続きを強化すべくさらなる措置を取るつもりである。」

英国金融サービス機構との誓約はまとめ、当該誓約は当行のライセンスに反映されている。

上述した総額1.921十億米ドルの支払いは、上記で言及されている米国政府機関との間の合意にのみ由来する。

2012年12月補足基本目論見書並びに2012年6月19日付社債及びワラントの発行プログラムに関する基本目論見書（以下、「本基本目論見書」という。）についてのこれ以前の補足基本目論見書に開示されている事項を除き、本基本目論見書の発行以降、本基本目論見書に含まれる情報に関しては、重要な新しい要素も重大な誤りや間違いも生じていない。

目論見書指令（金融サービス市場法第89条Q(4)により英国において施行されている。）第16条(2)が適用される状況の中では、本補足基本目論見書の発行前に社債又はワラント（場合により）の購入又は引受けに同意した投資家は、その同意を撤回する権利を有している。かかる撤回権行使の最終日は、本補足基本目論見書の発行日の翌日から起算して2営業日目の日とする。

当行は、2012年12月補足基本目論見書に含まれる情報についての責任を負っている。（合理的な範囲で最善の注意を払って確認を行った上で）当行が知り得る限り、2012年12月補足基本目論見書に含まれる情報は事実に基づくものであり、かかる情報の重要性に影響を及ぼすような事項は省略していない。

3 2012 年度年次決算書

当グループの財務ハイライト

	2012年	2011年	2010年
年間（百万ポンド）			
税引前当期純利益 ¹	1,004	3,111	4,011
営業収益合計	15,407	16,205	18,099
正味営業収益（貸倒損失及びその他の信用リスク引当金控除前）	12,488	14,023	15,076
親会社株主に帰属する利益	2,384	2,329	2,959
期末（百万ポンド）			
親会社の株主に帰属する株式資本合計	31,675	31,090	31,825
リスク加重資産	193,402	227,679	201,720
顧客に対する貸付金（貸倒損失引当金控除後）	282,685	288,014	285,218
顧客からの預金	324,886	346,129	344,123
自己資本比率²（%）			
中核的 Tier 1 資本	11.4	9.1	10.5
Tier 1 比率	12.4	10.0	11.4
合計自己資本比率	17.3	14.4	16.1
業績レシオ（%）			
平均投下資本利益率（基礎数値） ³	6.2	4.7	8.7
親会社の平均投下資本（株主資本）利益率 ⁴	3.5	7.4	9.9
平均総資産の税引後利益率	0.1	0.2	0.3
平均リスク加重資産の税引前利益率	0.5	1.5	2.0
クレジット・カバレッジ・レシオ（%）			
営業収益合計に対する貸倒損失の比率	8.1	7.5	9.0
顧客に対する平均貸付総額に対する貸倒損失の比率	0.5	0.4	0.7
効率性比率及び収益構成比率（%）			
費用効果比率 ⁵	82.0	66.2	60.5
営業収益合計に対する比率			
-正味受取利息	44.8	44.6	42.5
-正味手数料収入	24.5	24.1	22.3
-トレーディング純収益	11.9	9.5	11.7
財務比率（%）			
顧客の預金に対する顧客への貸付金の比率	87.0	83.2	82.9
平均資産合計に対する平均株主資本の比率	3.4	3.3	3.4

1 HSBCプライベート・バンキング・ホールディングス（スイス）エスエーをHSBCホールディングス・ピーエルシーに売却した売却益1,265百万ポンドを除く。

2 当グループの自己資本比率は、2011年12月31日に（一般的にバーゼル2.5として知られている）CRDIIIの要件の履行の影響を受けている。

3 平均投下資本利益率は、事業において達成されたリターンを計測したもので、当グループの経営者は、この数値に基づき、他社と経営状態を比較することができる。この比率は、親会社の株主に帰属する利益を平均投下資本で除したものと定義されている。平均投下資本は、以下の計算を行った後の平均株主資本合計として測定されている。

・自社で使用することを目的として保有する財産に関連する当グループの再評価剰余金の平均残高は差し引かれる。この引当金はIFRS移行時に当該財産のみなしキャリング・コストを決定する際に積み立てられ、財産の売却に伴い長期にわたって減額される。

- ・ 当行が発行した優先普通株式及びその他の持分商品（2012年度年次決算書—財務諸表注記の注記37「払込済株式資本及びその他持分商品」に定義されているもの）の平均額は差し引かれる。
 - ・ 実効キャッシュ・フロー・ヘッジ及び販売用有価証券の未実現利益（損失）に対する平均引当金は差し引かれる。
- 4 平均株主資本利益率は、親会社株主に帰属する利益を株主資本合計の平均で除したものと定義されている。
- 5 費用効果比率は、営業費用合計を正味営業収益（貸倒損失及びその他の信用リスク引当金控除前）で除したものと定義されている。
- 財務の概要は、3年間のグループの構造変化によって影響を受けている。

連結損益計算書のサマリー

	単位 百万ポンド		
	2012年	2011年	2010年
正味受取利息	6,904	7,223	7,694
正味受取手数料	3,781	3,900	4,040
トレーディング収益	1,834	1,536	2,117
公正価値評価の指定を受けた金融商品からの純収益	118	433	276
金融投資による純収益	336	292	537
正味保険料収入	2,286	2,580	2,635
その他営業収益	148	241	800
営業収益合計	15,407	16,205	18,099
正味発生保険金及び保険契約準備金の変動	(2,919)	(2,182)	(3,023)
正味営業収益（貸倒損失及びその他の信用リスク引当金控除前）	12,488	14,023	15,076
貸倒損失及びその他の信用リスク引当金	(1,245)	(1,623)	(1,951)
正味営業収益	11,243	12,400	13,125
営業費用合計 ¹	(10,236)	(9,288)	(9,119)
営業利益	1,007	3,112	4,006
関連会社及び合弁事業における利益持分	(3)	(1)	5
税引前利益	1,004	3,111	4,011
税額控除/（税金費用）	156	(734)	(996)
中断した事業の売却益を除く当期純利益	1,160	2,377	3,015
中断した事業の売却益 ²	1,265	-	-
当期純利益	2,425	2,377	3,015
親会社株主に帰属する利益	2,384	2,329	2,959
非支配資本持分に帰属する利益	41	48	56

1 営業費用合計には、2012年の顧客補償プログラムに関連する引当金1,379百万ポンド（2011年：507百万ポンド）、空きスペース及びその関連資産の減損84百万ポンドを含むその他引当金、解散企業の清算財務諸表に計上されたオペレーショナル・ロス65百万ポンド、2012年の構造改革費用193百万ポンド（2011年：237百万ポンド）、2011年5月に行われた特定年金債務の指数化計算で使われたインフレ評価基準に関する法令の変更による英国の会計上の利益360百万ポンド等が含まれている。

2 HSBCプライベート・バンキング・ホールディングス（スイス）エスエーの売却の際、それに関連する

1, 258百万ポンドの外国為替再評価引当金が、7百万ポンドの処分益と一緒に損益計算書に再計上された。

連結貸借対照表のサマリー¹

	単位 百万ポンド		
	2012年	2011年	2010年
資産合計	815,481	827,970	798,494
現金及び中央銀行預け金	51,613	56,460	24,495
トレーディング資産	161,516	126,598	159,552
公正価値評価の指定を受けた金融資産	15,387	15,332	15,467
デリバティブ資産	177,808	176,993	129,158
銀行に対する貸付金	32,286	44,603	57,027
顧客に対する貸付金	282,685	288,014	285,218
金融投資	71,265	93,112	102,086
その他	22,921	26,858	25,491
負債合計	783,281	796,366	766,137
銀行からの預金	39,571	41,032	48,287
顧客からの預金	324,886	346,129	344,123
トレーディング負債	122,896	119,211	132,360
公正価値評価の指定を受けた金融負債	32,918	31,992	27,935
デリバティブ負債	181,095	178,121	129,204
発行済負債証券	40,358	42,688	48,119
保険契約に基づく負債	17,913	16,347	17,116
その他	23,644	20,846	18,993
資本合計	32,200	31,604	32,357
株主資本合計	31,675	31,090	31,825
非支配持分	525	514	532

継続事業ベースの主要な勘定の残高²

	単位 百万ポンド		
	2012年	2011年	2010年
資産合計	815,481	780,598	752,863
内訳:			
現金及び中央銀行預け金	51,613	50,023	24,071
顧客に対する貸付金	282,685	273,271	271,532
金融投資	71,265	75,421	77,374
負債合計	783,281	756,081	727,871
内訳:			
顧客からの預金	324,886	296,900	296,759

1 12月31日現在の報告残高

2 比較対象である2010年及び2011年の数字には、HSBCプライベート・バンキング・ホールディングス(スイス) エスエーの主要勘定の残高は含まれていない。

課題及び不確定要因

(未監査)

マクロ経済と地政学的動向

ユーロ圏 — ソブリン・リスクとカウンターパーティの債務不履行リスク

2012年に入って状況は改善したものの、一国又は複数の国がユーロから離脱するリスクが残っている。ユーロ圏は崩壊しないとしても、ユーロ相場は依然としてかなり不安定な状態にある。一部の国の銀行は依然として脆弱であり、その他の欧州における銀行業は、財政危機に陥った国に対するエクスポージャーによりその影響を受ける可能性がある。従って銀行は、引き続きスリム化を目指すものと思われる。金融引締政策によって景気が減速しているため、経済危機はさらに深刻化し、その結果、欧州諸国は経済危機と財政危機の危険な循環に陥る可能性がある。ユーロ圏周辺国に対する当行グループの債権額は比較的少ないものの、財政危機や通貨危機の影響を受ける可能性のある欧州中核国のカウンターパーティには、エクスポージャーを有している。

当行グループに対する潜在的影響は、次のとおりである：

- 一国又は複数の国がユーロ圏から離脱して現地通貨に復帰した場合、当行グループは大きな損失を被る可能性がある。
- 欧州の銀行に対する当行グループのエクスポージャーの質が悪化する可能性がある。すなわち、欧州諸国の財政危機や銀行システムの危機により、一部の銀行に対して資本注入が必要になった場合、信用リスクやマーケット・リスクによって損失が生じる可能性が高まる。
- ユーロ圏周辺国のソブリンと金融セクターの問題が伝播した場合、他の金融機関から資金を借り入れ、あるいは資金を調達する当行グループの能力は、マーケットの転位と流動性の悪化による負の影響を受ける可能性がある。
- ソブリンが債務不履行に陥った際に、ユーロ圏の他諸国を保護するための協調介入が行われられない可能性がある。そのような事態は、当行グループが取引している企業が債務不履行に陥る引き金となり、世界の銀行システムに波及効果をもたらす。当行グループは、2012年に、エクスポージャーを圧縮すること等により、ソブリンが債務不履行に陥った場合のリスクを積極的に抑制した。
- このようなリスクを管理し軽減するため、当行グループは上記のシナリオに対処する詳細な事業継続計画を作成しテストしてきた。

特定地域において高まる地政学的リスク

当行グループは、事業を展開する諸国の地政学的リスクを負っている。

当行グループの業績は、不都合な政治的動向、通貨変動、社会不安等による損失リスクのほか、収用、承認、国際所有権、金利キャップ、外国為替の譲渡性、事業を展開する地域の税制等に関する政策の変更に起因する損失リスクによる影響を受ける。

当行グループは、特に大きなエクスポージャーを有する国々において、リスクを軽減するために地政学的見通しやマクロ経済見通しに関するモニタリングを強化している。ソブリンであるカウンターパーティの社内格付ではこのような要素を考慮し、当該ソブリンにおいて事業を行う意欲を高めている。必要な場合、そのような事業意欲を反映しリスクを適切に軽減するため、カンントリー・リミットとエクスポージャーを調整する。

マクロの健全性と規制上のリスク

金融サービスの提供者は、特に資本管理、流動性管理、事業遂行、オペレーション構造、金融サービス提供の統一性等の分野で、以前にも増して厳格で費用がかかる規制上及び金融監督上の要件を満たす必要に迫られている。金融機関に対する政府の干渉と統制の強化並びにシステミック・リスクの抑制策の結果、市場の勢力図は大きく変化する可能性がある。これらの施策は公式の要件として、厳密に同一の条件で、異なるスケジュールにより規制対象全般に対して実施される可能性がある。

ビジネス・モデルとグループの収益性に影響を与える規制上の変化

いくつかの規制上の変化は、当行グループの業務に影響を与える可能性がある。そのような変化とは、例えば、(i) 英国国内の規則とEUにおけるCRD IVによる「バーゼルIII」と呼ばれる評価基準の導入、さらには、金融安定化理事会による「当グループが世界システム上の重要な銀行である」という指定、(ii) 英国ホールセール・バンキング業務からリテール・バンキング業務を切り離すための「リング・フェンス」に関連する独立銀行委員会（ICB）の提案を実施することに係る英国における立法案、及びフランスとEUにおけるリカネン・グループの提案に関する検討、(iii) 標準化の向上、集中清算制度、報告要件や委託保証金制度等、資本市場業務における変化、(iv) 当行及び主要関連企業の再建、処理計画の策定等に関する要件、並びに(v) 事業の実施基準の変更等である。そのほか、報酬及びその他税金に関する規制の変更もまたリスクである。

当行グループに対する潜在的影響は、次のとおりである：

- 資本と流動性に関する要件、報酬及び/又は税金に関連する変更案は、当グループの事業費用の増加をもたらす、将来の収益性を低下させる可能性がある。
- 変更が提案されている規制には、デリバティブやセントラル・カウンターパーティに関連する規制、UK ICB による「リング・フェンス」の提案、再建・処理計画、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）等があるが、これらは当行グループの事業の運営方法や構造に影響を与える可能性がある。これにより事業費用の増加や事業種類の減少につながり、結果として収益性が低下するリスクにつながる可能性がある。これら様々な規制の多くは、その展開と実施において、まだ初期の段階にあるため、万一当行グループの業務に影響がある場合に、どのような影響があるかを予想することはできない。
- 当行グループは新しい要件を適切に考慮し、効果的に実施することを確保するために、事業を営む諸国の政府及び規制当局と緊密に連携している。また当行グループは、自己資本及び流動性に関する計画を作成する際に必ず、規制の変更による潜在的影響を考慮している。資本配分及び流動性管理の規律は、将来のいっそう厳しい自己資本と流動性の要件を組み込み、適切なリスク管理及びリスク軽減措置がとれるよう、より幅の広い内容に変更されている。

規制上の調査

金融サービスの提供者には、事業の遂行及び金融犯罪に関連し、規制上の制裁や罰金を科されるリスクがある。金融サービス会社を相手とする規制上の訴訟やその他の敵対的訴訟の発生が増加している。

2012年12月、当行の親会社にあたるHSBCは、アンチ・マネーロンダリング法（AML）、米国銀行機密法（BSA）及び制裁法の遵守不足に関してHSBCの行動を調査した英国と米国の政府機

関との間で、一定の合意に至り、契約を締結した。これは、HSBCグループの様々な部分におけるAML/BSAの法令遵守と関連して米国司法省（DoJ）、米国連邦準備銀行、通貨監督庁、米国財務省の金融犯罪エンフォースメント・ネットワークが実施した調査の結果である。合意の一部として、HSBCとHSBCバンク・ユーエスエー・エヌエーは、連邦司法省、ニューヨーク東部地区連邦検事局、ウェストバージニア北部地区連邦検事局との間で訴求延期合意（DPA）を結んだほか、ニューヨーク郡地方検事局との間でもDPAを結び、米国連邦準備銀行との取引を停止し、終了することを承諾した。

HSBCはまた、今後5年間にわたり、アンチ・マネーロンダリングと制裁要件に関する特定の前向きな義務を遵守する旨、英国金融サービス機構（FSA）と約束を交わした。このような合意に基づき、HSBCは、引き続き、米国及び英国の規制当局並びに警察当局に全面的に協力し、FSAは、法令遵守のための方針や手続きを強化するための対策をとる。この米国司法省及びFSAとの合意の適用を受ける5年間、金融サービス市場法（FSMA）のセクション166に規定されている「スキルド・パーソン」（独立の監視者とも呼ばれる）が、これらの合意及び提案されたその他の評価基準の完全な実施に向け、HSBCの進捗状況を判断し、HSBCのコンプライアンス機能の有効性に関する定期的な査定書を作成する。もしHSBCがDPAその他の合意の要件を完全に満たした場合、HSBCに対する米国司法省の告発は、5年間の期間及び終了時点で取り下げられる。

上記の合意は、当行とその子会社を含むHSBCグループのすべての企業の活動を対象にしている。

FSAは、英国においてFSAから許認可及び承認を受けた企業としての当行が確実にこれらの約束を守ることができるよう、HSBCに対して、銀行認可の変更を申請するよう求めた。HSBCがDPAの諸条件を遵守することを怠った場合、FSAは、当行に対し、銀行ライセンスの取消その他の措置をとる可能性がある。

DPAに関し、当行グループは多くの是正措置の実施又は遵守継続を約束している。当該期中は、DPAに違反すると、HSBCはDPAの適用対象事項に関し米国司法省又はニューヨーク郡地方検事局から訴追されるおそれが常にある。

DPAの多くの要件に取り組む措置はすでに講じられているか又は進行中である。これらの措置の中には、当行グループの管理体制の簡素化、新たな経営陣の任命を伴うガバナンス体制の強化、重要なポリシーの見直し、及び当行グループが事業を展開している全ての拠点で利用可能な最高又は最も有効なマネーロンダリング防止基準により形成される単一のグローバル基準を実施する機関を設立するほか、過去数年にわたるマネーロンダリングの防止及び規則遵守分野における大幅な支出の増大と人員の増員が含まれている。

さらに、当行グループは、英国、米国、カナダ、EU、スイス及びアジアを含む世界中で、様々な規制当局及び公正取引委員会並びに警察当局による調査とレビューをはじめとして、引き続き他の多くの規制手続の対象になっている。かかる当局は、ロンドン銀行間金利（Libor）、欧州銀行間金利（Euribor）及びその他の指標金利と外国為替レートの設定につき、パネル行による特定の過去の提出及び提出に至る過程に関する調査とレビューを実施している。一部のHSBCグループ企業は、かかるパネルのメンバーになっているため、HSBC及び/又はその子会社は規制当局から報告の徴求命令を受ける対象になっており、かかる調査及びレビューに協力している。

規制が変更されるリスク

規制変更に関する広範囲に及ぶプログラムは、規制当局と業界関係者の両者にとって同様に重大な実施リスクをもたらす。

- 実施格差：当局が提案している多くの対策は開発段階及び交渉段階にあり、未だに地域や国の法令として立法化されていない。こうした動きと連動し、一部の規制当局は必要

資本に関する適用されている現行ルールの変更を採用又は検討している。こうしたプロセスは、世界中で実施状況における格差の発生、細分化、重複をもたらし、レギュラトリー・アービトラージのリスクを招き、公平な競争フィールドから大きく乖離し、法令遵守コストの増大を招くおそれがある。

- 予定表及び市場予測：バーゼル銀行監督委員会は、バーゼル III における中核的な提案に関する予定表を公表しているが、これらの対策及びその他の対策が実際にどのように実行されるかは依然として不明確なままである。同時に、市場予測は、金融機関に対し、当局が公表した予定表より前倒した法令遵守の評価と実行を迫ると考えられる。
- 経済に対する影響の拡大と予期しない結果：当局と業界の研究結果は異なっているが、提案されている対策は、明確に予見することはできない形で、財務活動及び経済活動に対して影響を及ぼすことに疑いはない。例えば、より高い必要資本の要求は、景気回復の下支えになる融資資金の利用可能性を大幅に制限する可能性がある。

事業活動、ガバナンス及び管理

不況下において当行グループの戦略を達成するための挑戦

外部環境は依然として厳しく、金融セクターで進行中の構造変化は戦略目標達成の障害になっている。このような状況が、世界のマクロ経済の長引く低迷と相まって、当行グループ全体の戦略目標達成とその世界規模のビジネス全体に影を落としている。

当行グループに対する潜在的影響は、次のとおりである：

- 景気低迷は、当行グループの投資資本を上回る自己資本利益率を獲得する能力に対する圧力となっている。ただし、事業はリスク選好の全体的パラメータの範囲内に収まっている。
- 資本配分とコスト効率をより重視するというこれまでの主要戦略構想に基づき、当行グループはリスク管理と軽減に積極的に取り組んでいる。

改善

銀行の活動に対する関心が引き続き高まっており、とりわけ英国を中心に、中小企業向けに販売された支払補償保険（PPI）証券と金利商品の不適切な販売の可能性に焦点が当てられている。こうした動きは、大幅な財務費用の発生及び銀行セクター全体で評判の毀損をもたらした。当行グループは、顧客に対する救済プログラムを創設するとともに、顧客に対する払戻し費用に対して多額の引当を認識している。

将来における同じような財務損失リスクと評判毀損リスクを軽減するため、当行グループは追加の統制と研修を実施したほか、商品の見直しも行った。さらに当行グループは、規制当局及びその他の利害関係者との密接な連携を継続し、当行グループの対顧客取引において一貫した基準を実行している。

インターネット犯罪及び不正行為

インターネット・サービス及びモバイル・サービスの受容並びにかかるサービスの利用を望む声が顧客の間でますます高まっていることもあって、当行グループは、当然のようにこうしたチャネルを通じた不正行為と犯罪活動のリスクに晒されている。インターネット犯罪は、財務損失の発生及び/又は顧客データと機密情報の漏えいを招くおそれがある。景気が悪

化する局面では、インターネット詐欺に加え、リテール・バンキングやコマーシャル・バンキングを中心に、対外的な詐欺の脅威全般が増大する。

当行グループは、プロセスや手順の機能不全並びにシステム障害及びシステムの利用不能に直面する他、インターネット犯罪又はテロ行為等当行グループの支配が全く若しくは一部及ばない事由に起因して当行グループの事業活動が阻害されるリスクも負っている。

当行グループに対する潜在的な影響は、次のとおりである：

- インターネット犯罪及び不正行為は、顧客へのサービスに対する損害や当行グループの経済的損失につながる可能性がある。当行グループ及びその顧客にサービスを提供する納入業者やベンダーに当行グループが依存している場合にも同じような脅威が当てはまる。
- 当行グループはモニタリングの強化を通じて防御策を強化してきたほか、詐欺のリスクからロスが発生する可能性を軽減するため、二要素認証等、追加の統制を実施してきた。当行グループは今後もこれらの脅威の進化に合わせてリスクを評価し、かかる脅威を軽減するために統制内容を適応させる。

ソーシャル・メディア・リスク

ソーシャル・メディア・ネットワーク（以下「SMN's」という）は、人口統計的及び地理的に見て、顧客の間で急速に普及が進んでおり、これらのネットワークを強力な宣伝ツールとして利用すると、ごく短期間に多くの人々に情報が伝達されることを勘案すると、その規模と特性は当行の組織に対する評判を潜在的に大きく毀損するリスクになっている。

当行グループに対する潜在的な影響は、次のとおりである：

- SMN's は、顧客の苦情やサービス提供の失敗の影響をさらに悪化させるために利用される可能性があるほか、従業員が機密情報を外部に漏洩する手段にもなる。SMN's は当行グループの評判及びブランドに対する大きなリスクである。
- このようなリスクを軽減するため、当行グループはいくつかの比較的大きな SMN's に参加し、顧客及び利害関係者向けの公式コンタクト・ポイントを提供している。ブランドの保護並びに当行グループ及び、一部の事例では、特定の商品やイニシアチブに対する一般的な見方の理解のためのモニタリングも実施されている。

業務を複雑にし、業務リスクを高める変化の水準

当行グループにも銀行業界全体にも、変化を促す要因は数多くある。例えば、新しい銀行規制、経済と事業ニーズのグローバル化の増大、新商品と販売チャネル、組織の変更等である。

業務の複雑性は、当行グループの活動全体であらゆる種類のオペレーショナル・リスクを高めるおそれがある。この中には、プロセス・エラー、システム障害及び詐欺等のリスクが含まれている。業務の複雑性は営業費用を増加させる可能性もある。

事業を簡素化させる当グループの戦略実施には一部の市場からの撤退が含まれ、入念に管理する必要のある処分リスクを表している。当行グループの戦略を支援する組織変更の実施には経営陣による徹底した監督も必要になる。

当行グループに対する潜在的な影響は、次のとおりである：

- HSBC の戦略実行には経営上の説明責任の再編と明確化が含まれてきた。移行期に問題が見逃される必然的なリスクは残っている。こうした変更の動きは、包括的なレビュー・プログラムと厳格なガバナンス処置を通じてレビューされている。
- システムに重大な障害が生じた場合やサービスの利用が長期的に不可能となった場合、顧客にサービスを提供する能力の著しい毀損、当行グループが行っている事業に関する規制の違反、事業、評判及びブランドに対する長期的なロスが生じる可能性がある。リスク環境と統制環境をモニターする強力なガバナンス体制と監督体制がない限り、組織効率向上策に伴ってシステムと統制は劣化するおそれがある。当行グループは、システム障害の影響を軽減するため、IT サービス、必要不可欠な建造物、オフショア・プロセス及び重要なベンダーを含む重要なシステム・インフラを常時モニターすること及びこれらに対する適切なリソースの配置徹底に努めている。
- 当行グループは、関連する外部事象とシステムに及ぼす影響を積極的にレビューしている。2012 年に英国の大手銀行の一行でシステム機能が停止したことを受けて、当行グループは類似したリスクに対するエクスポージャーを査定し、リスク軽減に向けて適切な措置を講じた。当行グループは業界における最良慣行の実現に特に重点を置いている。その中には、計画されているシステム環境のすべての更新作業に対する厳格なテスト及びレビューが含まれている。すべての変更はリスクを評価して行われる他、高リスクに分類された予定されている変更には適切なリスク軽減管理が要求される。リスクが高まる期間中には、影響を受ける顧客のリスクを最小限に抑えるため包括的な変更制限が課されている。当行グループはシステム・スケジューリング・ツールの評価も行っている。相互依存性の管理、例外事項の報告及びファイル・データの破損を警告する統制が実施されている。このような追加の統制実施により、同様の不良品の影響は限定されている。さらに、2012 年下半期には、英国内の主要なデータセンターにおいて同じような問題に関する継続性テストが実施された。
- 処分リスクがもたらす潜在的影響には、規制違反、労働争議、重要な従業員の喪失、事業変革中のシステムやプロセスの中断等があり、財務と評判の両面で何らかの影響を及ぼす可能性がある。こうしたリスクを軽減するために講じられた措置の中には、規制当局及び顧客との密接な話し合い、人事、法務、コンプライアンス及びそれ以外の職能分野の専門家を関与させることが含まれている。

情報セキュリティのリスク

当行グループの情報インフラと技術インフラのセキュリティは、顧客とHSBCブランドを保護しながら銀行業務の申請と処理を維持する上で重要な意味を持っている。

当行グループに対する潜在的影響は、次のとおりである：

- 顧客と投資家の信頼感に悪影響を及ぼす可能性のある財務損失及び評判の毀損。顧客データを失うこともまた規制上の違反となり、罰金や刑罰が科されることがある。
- 当行グループは、規制要件に関する認識を高めるためのスタッフ研修を増加することにより、こうしたリスクに対する取組みに多額の投資を行うとともに、情報インフラと技術インフラを保護する多層的な統制を強化してきた。

モデル・リスク

リスクの測定に利用されるモデルの開発、かかるモデルに適用されるパラメータ、及びかかるモデルの管理を統制する規制要件の厳格化は、必要資本の増加を含む変更を生む可能性がある。さらに、外部の経済環境と立法環境の変化及び顧客行動の変化は、当行グループが

当該モデルを用いて導き出した仮定を無効にする可能性がある。

こうしたモデル・リスクによって潜在的な必要資本を増加させ、また不安定な必要資本を要求する可能性がある。当行グループは、当該モデルの合目的性を確保するため、モデル開発の強化、独自のレビュー及びモデルの監督を通じてこれらのリスクへの対応を継続している。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

当行グループは銀行業務および関連金融サービスを幅広く提供している。当行グループは、事業を英国リテール、欧州大陸リテール、グローバル・バンキング・アンド・マーケッツおよびプライベート・バンキングの4つの事業部門に分けている。

2011年12月31日現在、当行は、英国に1,249支店、マン島およびチャンネル諸島に14支店を開設している。そのほか、当行は、ベルギー、チェコ共和国、フランス、ギリシャ、香港特別行政区、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、スロバキア、南アフリカ、スペインおよびスイスにも支店を置いている。

当行の子会社は、アルメニア、チャンネル諸島、チェコ共和国、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港特別行政区、ハンガリー、アイルランド、カザフスタン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、ポーランド、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スロバキア、スイスおよびトルコを含む国および地域に、銀行、支店および事務所を置いている。

事業セグメント

当行グループには報告対象となる4つの事業セグメントがあり、経営陣は、このセグメントに基づき、営業活動について検討し、資本を割り当て、業績評価を行なっている。

英国リテール

英国内のリテールセグメントは、2つの世界規模の事業で構成されている。すなわち、リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント・アンド・コマーシャル・バンキングである。英国内のリテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメント事業は、英国の個人顧客に対し、多様な販売チャンネルを通じ、HSBC、ファースト・ダイレクト、マークス・アンド・スペンサー・マネー、パートナーシップ・カード™などのさまざまなブランドの下で、当座預金、貯蓄預金、個人ローン、住宅ローン、カード、フィナンシャル・プランニング、生命保険および一般保険を提供している。英国コマーシャル・バンキングは、個人事業主から上場企業までを含む営利団体に幅広い商品とサービスを提供している。この中には、当座預金および貯蓄預金、決済、エレクトロニック・バンキング、貿易金融、貸付、当座貸越、アセット・ファイナンス、外国為替商品、さらにはその他のトレジャリー商品およびキャピタル・マーケット商品、ウェルス・マネジメントのサービス、一般保険が含まれている。

欧州大陸リテール

欧州大陸リテールは、2つの世界規模の事業で構成されている。すなわち、リテール・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメントおよびコマーシャル・バンキングであるが、これらの部門は、英国リテール事業に類似するサービスを、現地の個人顧客と国外に居住する個人顧客、さらには、国際的な事業展開に関心を持つ欧州企業に提供している。欧州大陸リテール部

門は、主にフランス、トルコ、マルタおよびドイツで業務を行っている。

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ

グローバル・バンキング・アンド・マーケッツは、世界中の主要な政府、企業および機関投資家および個人投資家に対して、顧客のニーズに応じた金融ソリューションを提供している。事業は、2つの主要なビジネスラインとして運営されている。すなわち、グローバル・バンキングとグローバル・マーケッツである。このような体制により、当行グループは、HSBCグループの事業基盤に最も適した取引先およびセクターに焦点を当て、顧客にHSBCの金融商品とサービスを総合的に提供することができる。

プライベート・バンキング

プライベート・バンキングは、主に、HSBCプライベート・バンキング・ホールディングス（スイス）エスエーおよびその子会社が提供する業務である。プライベート・バンキングは、融資、オルタナティブ投資、相続計画（エステート・プランニング）および投資に関する助言などの分野において優れた商品とサービスを提供することによって、個人富裕層およびその家族に対し複雑な国際的金融ニーズを満たすための体制を整えている。

その他

上記の事業部門と直接関係のない活動または取引は、「その他」の項で報告されている。「その他」の項には、特定の不動産業務、他の項で報告されていない投資活動、自己負債の公正価値の変動、および資金調達業務が含まれている。

当行の主要な子会社

2011年12月31日現在

	<u>設立国または登録国</u>	<u>株式資本における 当行の持分 (%)</u>
HSBCフランス	フランス	99.99
HSBCアセット・ファイナンス（英国）リミテッド	英国	100.00
HSBCバンク・エーエス	トルコ	100.00
HSBCバンク・インターナショナル・リミテッド	ジャージー島	100.00
HSBCバンク・マルタ・ピーエルシー	マルタ	70.03
HSBCインボイス・ファイナンス（英国）リミテッド	英国	100.00
HSBCライフ（英国）リミテッド	英国	100.00
HSBCプライベート・バンク（C.I.）リミテッド	ガーンジー島	100.00
HSBCプライベート・バンク（スイス）エスエー	スイス	100.00
HSBCプライベート・バンク（英国）リミテッド	英国	100.00
HSBCトリンカウス・アンド・ブルクハルト・アーゲー	ドイツ	80.44
HSBCトラスト・カンパニー（英国）リミテッド	英国	100.00
マークス・アンド・スペンサー・リテール・フィナンシャル・サービスズ・ホールディングス・リミテッド	英国	100.00

2 主要な経営指標等の推移

財務ハイライト

単位 百万ポンド

	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年 (修正再表示)
年間 (百万ポンド)					
税引前当期純利益	3,111	4,011	4,014	4,366	4,063
営業収益合計	16,205	18,099	19,102	16,175	14,474
正味営業収益 (貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前)	14,023	15,076	15,562	14,340	12,800
親会社株主に帰属する利益	2,329	2,959	3,092	3,441	3,209
期末 (百万ポンド)					
親会社の株主に帰属する株式資本合計	31,090	31,825	27,787	19,923	24,423
リスク加重資産	227,679	201,720	203,281	257,883	223,871
顧客に対する貸付金 (貸倒損失引当金控除後)	288,014	285,218	274,659	298,304	227,687
顧客からの預金	346,129	344,123	332,896	369,880	268,269
自己資本比率¹ (%)					
中核的 Tier 1 資本	9.1	10.5	10.2	5.9	該当無し
Tier 1 比率	10.0	11.4	11.2	6.8	7.5
合計自己資本比率	14.4	16.1	15.7	10.5	10.8
業績レシオ (%)					
平均投下資本利益率 (基礎数値) ²	4.7	8.7	9.2	7.8	12.9
親会社の平均投下資本 (株主資本) 利益率 ³	7.4	9.9	13.2	14.5	14.5
平均総資産の税引後利益率	0.2	0.3	0.4	0.5	該当無し
平均リスク加重資産の税引前利益率	1.5	2.0	1.8	1.5	該当無し
クレジット・カバレッジ・レシオ (%)					
営業収益合計に対する貸倒損失の比率	7.5	9.0	13.7	10.6	7.2
顧客に対する平均貸付総額に対する貸倒損失の比率	0.4	0.7	1.1	0.7	0.6
効率性比率および収益構成比率 (%)					
費用効果比率 ⁴	66.2	60.5	52.7	56.6	60.5
営業収益合計に対する比率					
-正味受取利息	44.6	42.5	42.4	35.2	26.6
-正味受取手数料	24.1	22.3	21.3	24.5	28.9
-トレーディング純収益	9.5	11.7	13.7	18.3	24.1
財務比率 (%)					
顧客の預金に対する顧客への貸付金の比率	83.2	82.9	82.5	80.6	84.9
平均資産合計に対する平均株主資本の比率	3.3	3.4	2.7	3.0	4.3

- 1 当行グループの自己資本比率は、(一般的にバーゼル2.5として知られる) CRD III要件の履行の影響を受けている。この要件は、2011年12月31日に施行されたが、その結果、グループの信用リスクとカウンターパーティ・リスクに基づくリスク加重資産 (RWAs) は5十億ポンド増加し、マーケット・リスクに基づくリスク加重資産は、主にストレスVARの導入により16十億ポンド増加した。
- 2 平均投下資本利益率は、事業において達成されたリターンを計測したもので、当行グループの経営者は、この数値に基づき、他社と経営状態を比較することができる。この比率は、親会社の株主に帰属する利益を平均投下資本で除したものと定義されている。平均投下資本は、以下の計算を行った後の平均株主資本合計として測定されている。
 - ・ 自社で使用することを目的として保有する財産に関連する当行グループの再評価剰余金の平均残高は差し引かれる。この引当金はIFRS移行時に当該財産のみなしキャリング・コストを決定する際に積み立てられ、財産の売却に伴い長期にわたって減額される。
 - ・ 当行が発行した優先普通株式およびその他持分商品 (下記「第6 経理の状況－1 財務書類－(1) 2011年12月31日終了事業年度財務書類－財務諸表注記」の注記36「払込済株式資本およびその他持分商品」に定義されているもの) の平均額は差し引かれる。
 - ・ 実効キャッシュ・フロー・ヘッジおよび販売用有価証券の未実現利益 (損失) に対する平均引当金は差し引かれる。
- 3 平均株主資本利益率は、親会社株主に帰属する利益を株主資本合計の平均で除したものと定義されている。
- 4 費用効果比率は、営業費用合計を正味営業収益 (貸倒損失およびその他の信用リスク引当金控除前) で除したものと定義されている。

財務の概要は、5年間のグループの構造変化によって影響を受けている。

「該当無し」は、当該数値が未公表であることまたは利用できないことを意味する。